

第19回セーフコミュニティ防犯対策委員会
久留米市防犯まちづくり推進協議会

《会議次第》

日時：平成30年4月16日(月) 10:00～

場所：市役所13階 1303会議室

1. 開会

2. 報告事項

(1) 防犯まちづくり推進協議会

①第2次防犯まちづくり推進計画の期間延長

②久留米市における犯罪発生状況及び計画の成果指標について

(2) セーフコミュニティ防犯対策委員会

①平成30年度のスケジュールについて

3. 協議事項

(1) 平成29年度取り組み実績及び平成30年度取り組み方針(案)について

(2) 再認証取得に向けた本審査(書類審査・現地審査)について

① 現地審査スケジュール・活動視察

② 申請書

③ プレゼン資料

4. その他

5. 閉会

第２次久留米市防犯まちづくり推進計画
＜改定版＞

久留米市
H 2 9

目 次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | P1 |
| 1 計画策定の経緯 | P1 |
| 2 計画の目的 | P2 |
| 3 防犯まちづくりの範囲 | P2 |
| 4 計画期間の延長 | P2 |
| 5 基本理念 | P2 |
| 第2章 防犯に対する取り組みの課題 | P3 |
| 第3章 防犯まちづくり計画の方向性 | P5 |
| 1 目標 | P5 |
| 2 成果指標 | P7 |
| 第4章 防犯まちづくりを推進するための施策 | P11 |
| 1 施策の体系 | P11 |
| 2 施策の概要 | P13 |
| 3 セーフコミュニティ関連施策 | P16 |
| 第5章 計画の推進 | P17 |

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

最近の犯罪情勢をみますと、急激な社会経済状況の変化に伴い、その内容も多様化、凶悪化の一途を辿るなど治安の悪化が大変顕著になっており、本市においても、市民の身近なところで街頭犯罪等が多発していることから、市民の体感治安^{※1}は悪化しつつあり、防犯まちづくりへの取り組みが一層求められるようになりました。

そこで、本市では、市民が犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、平成20年4月に「久留米市防犯まちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行するとともに、その後、平成21年3月に同条例に基づく計画として、「久留米市防犯まちづくり推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、「犯罪のない安全で安心な久留米市の実現」に向け総合的に防犯対策に取り組んできました。

しかしながら、市民の身近な犯罪は今なお高い水準で発生しているのに加え、市内で相次いで発生した暴力団の抗争事件などの影響から、市民の犯罪に対する不安感が高まっています。

そうした中、本市では、WHOセーフコミュニティ協働センターが推奨する「セーフコミュニティ^{※2}」に取り組むことを平成23年7月に宣言（平成25年12月国際認証取得）し、行政、関係機関、地域住民、地域の団体・組織が一体となって、安全・安心に向けた取り組みを進めていくこととしています。また、セーフコミュニティでは、「犯罪・暴力の予防」が^{※3}重点取り組み分野^{※3}として設定されており、「犯罪の防止・防犯力の向上」に重点的に取り組んでいくこととしています。

こうした背景や平成21年3月に策定した「第1次計画」が平成24年度で終了することを受けて、第2次防犯まちづくり推進計画を策定いたしました。

※1 体感治安とは、人々が感覚的・主観的に感じている治安の情勢のこと。

※2 セーフコミュニティとは、「生活の安心と安全を脅かす事故やけがは、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、行政、関係機関、地域住民、地域の団体・組織などが力をあわせて「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組む活動と、それをやっている自治体などのことで、WHOセーフコミュニティ協働センターが認証するもの。

※3 久留米市のセーフコミュニティにおける重点取り組み分野及び重点取り組み項目

| 重点取り組み分野 | 重点取り組み項目 | |
|-------------|---------------|------------|
| 1. 交通安全 | ①高齢者の交通事故防止 | ②自転車事故の防止 |
| 2. こどもの安全 | ③児童虐待の防止 | ④学校の安全 |
| 3. 高齢者の安全 | ⑤転倒予防 | ⑥高齢者虐待の防止 |
| 4. 犯罪・暴力の予防 | ⑦犯罪の防止・防犯力の向上 | ⑧DV防止・早期発見 |
| 5. 自殺予防 | ⑨自殺・うつ病の予防 | |
| 6. 防災 | ⑩地域防災力の向上 | |

2 計画の目的

条例に基づき、防犯まちづくりに関する施策を総合的に推進するために、防犯に係る現状や課題を明らかにするとともに、セーフコミュニティの仕組みを活用して、行政、関係機関、地域住民、地域の団体・組織などが横断的に連携しながら、今後取り組むべき施策をより効果的、効率的に展開することを目的として策定します。

3 防犯まちづくりの範囲

この計画における「防犯まちづくり」とは、犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備、その他犯罪を減らすための取り組みを指します。

この計画においては、主に日常の行動範囲内で発生する犯罪（空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、性的犯罪、子どもを狙った犯罪等）や殺人、強盗、放火などの凶悪犯罪、暴力団による凶悪な事件の抑止を目的として、取り組みを進めることとします。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や交通安全、児童・高齢者などに対する虐待等、既に体系的な取り組みが行われているものは、その取り組みと調整を行っていきます。

4 計画期間の延長

この第2次計画の期間は、平成25年度から29年度までの5年間としていましたが、久留米市総合計画（計画期間：平成25年度～平成31年度）との連動性、整合性を確保し、より効果的、効率的な計画推進を図ることを目的に、また、平成30年度に再認証取得を予定しているセーフコミュニティの内容を次期計画に盛り込むため、終期を平成31年度末まで2年間延長することとします。

なお、今回の延長については、現行の第2次計画における基本理念や方向性、施策を継承し、指標等の見直し、変更については、平成32年度を始期とする第3次計画の策定にあわせて行います。

既に目標を達成しているものはより向上するよう取り組み、目標値に至っていないものは引き続き達成に向けて取り組みを進めていきます。

5 基本理念

市民にとって、犯罪に遭遇する危険を感じることがなく、安全で安心して暮らせることが、市民生活の基本であることから、この計画においては、次の基本理念を掲げ、各種の取り組みを進めることとします。

住む人にとっても、訪れる人にとっても、犯罪のない安全で安心な久留米市の実現

第2章 防犯に対する取り組みの課題

別冊資料「犯罪の現状と市民の防犯意識」を踏まえて、防犯に対する取り組みの課題を以下のとおり整理しました。

1 社会の規範意識の低下

(1) 社会の規範意識の低下

人の迷惑などを考えない、社会の基本的なルールを守らないなどの公共心や法律を遵守するという規範意識が低下傾向にあります。特に、子どもの模範となるべき大人について、規範意識の向上が求められます。

(2) 市民一人ひとりの防犯意識の欠如

自分だけは犯罪の被害に遭わない、防犯は、警察、行政、他人に任せておけばよいと考える人が多くなっているなど、自主的に防犯対策に取り組む意識が欠如している人も見受けられます。

2 連帯感の希薄化・地域の犯罪抑止力の低下

地域での犯罪を防止するには、地域住民の連帯感を高め、地域住民の目が行き届いた地域コミュニティを形成する必要があります。しかしながら、少子・高齢化の進行に伴う核家族化や都市化により、孤立化・匿名傾向が強くなり、地域への無関心・不干涉の傾向を生み出し、地域社会の一体感・連帯感が希薄になるなど、犯罪抑止力が低下しています。

3 犯罪情報の不足

身近で犯罪が発生しているにもかかわらず、警察や行政が入手している犯罪発生状況や被害状況など、防犯のために必要である的確な情報が地域社会全体で不足しており、市民には「犯罪の発生状況などの情報提供」を求める声が多い状況です。

4 安全な生活環境の整備

(1) 生活環境の悪化

違法広告物や落書きなどの氾濫、放置自転車、違法駐車、ごみのポイ捨てなどの秩序違反行為、迷惑行為の放置は、その行為自体が問題であるのみならず、犯罪を誘引し、助長していく大きな要素となっています。

(2) 犯罪が発生しにくい環境の整備

道路、公園、駐輪・駐車場など、行政が整備や管理している公共施設だけではなく、「不特定多数の者が利用する場所」においても、防犯カメラ、防犯灯を設置する等、犯罪が発生しにくい環境の整備が必要です。

人が多く集まる大規模集客施設、中心商店街及びその周辺地域などでは、他の地域に比べると犯罪の発生率が高くなっています。

5 犯罪の複雑多様化、広域化

インターネットや携帯電話の普及により、生活が著しく便利になった反面、ネット詐欺や出会い系サイトなど、また、最近ではスマートフォンの急速な普及に伴う危険性の増大が危惧されます。

6 子ども、高齢者、女性への犯罪に対する不安感の高まり

一般刑法犯認知件数が減少傾向にある中、女性を狙った性犯罪の認知件数は全国の水準と比較して高い状況です。また、声かけやつきまといなどの性犯罪前兆事案は、後を絶たず、子どもや女性の犯罪被害の不安感が高まっています。また、核家族化や高齢社会化が進む中、高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくり、1人暮らしを狙った侵入窃盗などの被害の増加が懸念されます。

7 青少年の非行化の抑止

少年犯罪のうち、特に初発型非行と呼ばれる万引きや自転車盗、オートバイ盗が占める割合は高い水準にあり、1980年代のアメリカで提唱された「割れ窓理論[※]」のように、他の犯罪に比較して軽微な犯罪という誤った認識から、犯行を繰り返し、やがては重大な非行に移行してしまう恐れがあります。特に、近年、青少年が携帯電話やインターネットを利用する機会が増えるにつれ、そこに氾濫（はんらん）する違法・有害な情報が青少年に与える悪影響が懸念されます。

8 凶悪犯罪の発生に伴う体感治安の悪化

指定暴力団間の一連の抗争事件は長期化し、銃器による発砲事件、手りゅう弾による殺人未遂事件が発生するなど、市内で凶悪な事件が相次いで発生し、市民の体感治安が悪化しています。

※「割れ窓理論」

「1枚の割れたガラスを放置しておくで、たちまち街全体が荒れ、犯罪が増加する。」という理論で、1982年アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士が提唱したもの。

落書きなどの通常は軽微な犯罪とされる行為であっても、見過ごしておけばさらに重大な犯罪を誘発し、地域社会が崩壊する危険性を説いたもので、言い換えれば、小さな違法行為を見逃さず徹底した取り締りをすると、凶悪犯罪の多発の抑制につながるということ。

これを実践したのが、ニューヨーク市のR・ジュリアーニ市長です。

ジュリアーニ市長は、「割れ窓理論」を採用し、ニューヨークの街角から「割れ窓」の一掃と、警察官5,000人を新たに採用し、徹底した徒歩パトロールと軽微な犯罪を取り締まった。その結果、凶悪犯罪が激減し、ニューヨークは犯罪都市の汚名を返上したもの。

第3章 防犯まちづくり計画の方向性

1 目 標

(1) 基本目標

基本目標とは、防犯まちづくりの推進に当たって、取り組みの方向性の基本となるもので、市、警察、市民などがそれぞれ取り組みを行う際の目標とするものです。

取り組みを行うに当たっては、「生活の安心と安全を脅かす事故やけがは、偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という理念の「セーフコミュニティ」の仕組みを活用することとします。

① 市民一人ひとりの防犯及び規範意識の高揚

市民一人ひとりが「自分のことは自分で守る」という防犯意識を高め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の安全に対する自覚と連帯意識を持ち、主体的に考え行動することが必要です。

このため、個人が犯罪被害に遭わないための力「個人の防犯力」を高めるとともに、個人が地域でつながりあい、地域社会での役割・責任を果たしていくという「市民力」を養っていくことが大切であり、個人の防犯意識や防犯知識を高める啓発活動を推進します。

② 地域における防犯活動の推進

地域の防犯まちづくりを推進していくうえで、地域コミュニティが果たす役割は非常に大きなものがあります。住民同士が地域への関心や愛着を持って互いに支えあう意識は、防犯まちづくりの基礎といえます。市や警察などと連携した様々な市民活動によって地域の防犯力を高めることが必要です。

このため、市民による日常生活における自主的な防犯活動を推進するとともに、防犯活動を行う市民団体を支援します。

③ 迅速な犯罪情報の共有化

正確な防犯状況を迅速に提供することは、犯罪防止や二次被害の防止に大きく役立ちます。

このため、市民が防犯活動の必要性や重要性を認識するとともに、身近な犯罪の発生状況や犯罪予防方法などを把握できるように、多様な伝達方法や媒体を活用することで、迅速、かつ効果的に情報を伝えることが必要です。

④ 犯罪が起きにくい、防犯に配慮したまちづくりの推進

防犯まちづくりの推進に当たっては、犯罪の起きにくい環境や防犯に配慮したまちづくりを進め、犯罪を未然に防止することが必要です。

このため、犯罪が起きにくいまちづくりを推進するとともに、公共施設等の防犯対策の充実や事業者への防犯対策の普及啓発を図ります。

また、人が多く集まる大規模集客施設、中心商店街及びその周辺地域などにおいて、市、警察、事業者、地域が連携し、安全確保を図ります。

⑤ 児童・生徒の安全の確保

防犯まちづくりの推進に当たっては、特に、学校内や地域等において、児童・生徒等の安全の確保に努めると共に、子どもの時から、防犯の意識づけを行うことが必要です。

このため、安全教室の開催や登下校時の通学路等における保護者、学校、関係機関、地域などが一体となった取り組みを行います。

⑥ 高齢者の安全の確保

高齢化が進む中、高齢者を狙った振り込め詐欺やひったくり、1人暮らしを狙った侵入窃盗などの被害から高齢者を守る事が一層重要になっています。

このため、高齢者が犯罪被害に遭わない為、高齢者自身に防犯に関する知識を習得してもらうことや市、警察、地域が一体になり、高齢者を犯罪から守る取り組みを推進します。

⑦ 女性の安全の確保

本市の性犯罪の認知件数は、全国、福岡県に比べて高い水準で推移しています。さらに、女性に対する性的暴行などは、表面化しにくく、その被害件数は、統計数値をはるかに上回っているとされており、女性の安全の確保が一層重要になっています。

このため、性犯罪を許さない強い意志を明確に示すなど犯罪抑止のための広報を工夫して実施するほか、性犯罪は被害者でなく加害者に責任があるという観点からの防犯対策の啓発及び安全対策を行うなど性犯罪の防止に取り組めます。

⑧ 青少年の健全な育成

刑法犯総検挙人員の約25%を少年が占めていることから、青少年の健全な育成を図ることにより、青少年の非行防止及び少年犯罪の減少を図っていく必要があります。

このため、保護者、学校、関係機関、地域などが一体となって、青少年健全育成の活動に取り組めます。

⑨ 暴力追放運動の推進

本市には指定暴力団が存在しており、これまで数々の抗争事件を起こし、一般市民を恐怖に陥れてきています。平和に暮らす私たちの権利を暴力で侵害する暴力団を根絶する必要があります。

このため、暴力団を「利用しない」「恐れない」「金を出さない」「交際しない」の運動を推進するとともに、警察、市、事業者、地域などが連携し、暴力団のいない明るい地域社会の実現を目指します。

2 成果指標

計画の基本目標を達成するために、この計画の策定期間における成果指標を次のように設定します。

○防犯まちづくり全体での指標

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成20年) | 現 状 (平成23年) | 目 標 (平成31年) |
|-------------|---------------------|----------------|----------------|
| 一般刑法犯認知件数※ | 5,113件 | 4,590件 | 3,500件以下 |
| 防犯対策の不満の割合※ | 43.5% | 40.9% | 30%以下 |

※久留米市新総合計画（第2次基本計画：平成17年度～平成26年度）における指標

一般刑法犯認知件数（平成16年度：7,058件⇒平成26年度5,500件以下）

防犯対策の不満の割合（平成16年度：50.9%⇒平成26年度30%以下）

○基本目標の指標

(1)～(9)の基本項目毎に成果指標を設定します。

(1) 市民一人ひとりの防犯及び規範意識の高揚

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成20年) | 現 状 (平成23年) | 目 標 (平成31年) |
|----------------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 防犯活動に参加したい人の割合（意識調査） | — | 10.1% | 15%以上 |
| 一人ひとりの防犯意識を高めることが必要と思う人の割合（意識調査） | — | 64.1% | 70%以上 |

(2) 地域における防犯活動の推進

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成20年) | 現 状 (平成23年) | 目 標 (平成31年) |
|---|---------------------|----------------|----------------|
| 自主防犯活動団体登録人数 | 13,765人 | 21,463人 | 27,000人以上 |
| 地域で安全・安心のまちづくり活動が行われているかどうか知らない人の割合（意識調査） | — | 31.7% | 25%以下 |

| | | | | |
|---------------------------------|---|---|---|-------------------|
| 「地域安全マップ」を活用して自主防犯活動に取り組んでいる校区数 | — | — | ➡ | 46 校区 (全小学校区数) |
| 自転車ツーロックの自転車駐車場や商業施設などでの啓発活動箇所数 | — | — | | 13 箇所／年以上 |

(3) 迅速な犯罪情報の共有化

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成 20 年) | 現 状 (平成 23 年) | ➡ | 目 標 (平成 31 年) |
|---|-----------------------|------------------|---|------------------|
| ふっけい安心メール※の登録者数 | 5,657 人 | 8,274 人 | | |
| 発生状況や安全に関する情報提供に力を入れてもらいたいと思う人の割合 (意識調査) | — | 47.5% | | 40%以下 |

※ふっけい安心メール

福岡県警察が、県内で発生した事件情報や防犯情報などを配信するメールのこと。

(4) 犯罪が起きにくい、防犯に配慮したまちづくりの推進

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成 20 年) | 現 状 (平成 23 年) | ➡ | 目 標 (平成 31 年) |
|----------------------------------|-----------------------|------------------|---|----------------------------|
| 街頭犯罪※の認知件数 | 2,775 件 | 2,572 件 | | |
| 窃盗犯罪を不安に思う人の割合 (意識調査) | — | 62.1% | | 60%以下 |
| 重点パトロール実施回数 | — | — | | 12 回／年以上 |
| 犯罪多発地域などにおける改善箇所数 (街頭防犯カメラの設置など) | — | — | | 30 箇所以上 (平成 25～29 年の累計) |

※街頭犯罪

警察における重点対象罪種、具体的には、車上ねらい、自転車盗オートバイ盗、自動販売機ねらい、部品ねらい、万引き、強制わいせつ、強盗、空巣、居空き（在宅中の家屋などに忍び込み、金品などを盗む犯罪）、忍込み（夜間の就寝中家屋などに忍び込み、金品などを盗む犯罪）、自動車盗、ひったくり、万引きの 13 罪種とする。

(5) 児童・生徒の安全の確保

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成20年) | 現 状 (平成23年) | 目 標 (平成31年) |
|-----------------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 学校等からの教育委員会への不審者情報の数 | — | 52件 | 40件以下 |
| 学校や登下校時のけがや事故を不安に思う人の割合 (意識調査) | — | 24.3% | 20%以下 |

(6) 高齢者の安全の確保

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成20年) | 現 状 (平成23年) | 目 標 (平成31年) |
|------------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 特殊詐欺 [※] 認知件数 | — | 7件 | 5件以下 |
| 70歳以上で窃盗犯罪を不安に思う割合 (意識調査) | — | 54.4% | 40%以下 |

※特殊詐欺 振り込め詐欺の他、犯行の態様や手口から、これと同一視できるもの。

(7) 女性の安全の確保

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成20年) | 現 状 (平成23年) | 目 標 (平成31年) |
|------------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 街頭犯罪の内、性犯罪の認知件数 [※] | 52件 | 36件 | 25件以下 |
| 女性で性的犯罪を不安に感じている割合 (意識調査) | — | 34.6% | 25%以下 |

※女性に対する性犯罪などは、表面化しにくく、評価指標の「街頭犯罪の内、性犯罪の認知件数」の数値はそのまま評価するのが難しい面があります。

(8) 青少年の健全な育成

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成20年) | 現 状 (平成23年) | 目 標 (平成31年) |
|--------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 刑法犯少年検挙補導人員 (久留米市居住者) | 416人 | 362人 | 270人以下 |

(9) 暴力追放運動の推進

| 成果指標 | 第1次計画策定時 (平成20年) | 現 状 (平成23年) | 目 標 (平成31年) |
|--|---------------------|----------------|-------------------|
| 久留米市内に本拠を置く 指定暴力団の県内の構成員 等数 | 480 人 | 500 人 | 400 人以下 |
| 発砲事件などの暴力団犯 罪により治安が悪くなっ たと思う人の割合 (意識調査) | — | 45.1% | 35%以下 |
| 暴追大会等独自の暴追取 り組みを行っている校区 数 | — | 14 校区 | 46 校区 (全小学校区数) |
| 暴力団排除などの防犯教 育活動を行った学校数※ | — | 77 校 | 88 校／年以上 |

※「暴力団排除などの防犯教育活動を行った学校数」とは、暴力団排除教育や防犯教室
及びシンナー等薬物乱用防止教室を開催している幼稚園・保育園を除く全ての教育機関数をいう。

第4章 防犯まちづくりを推進するための施策

1 施策の体系

課題を踏まえて、本計画の実現に向けて、次のように施策を体系化します。



2 施策の概要

各基本目標に、施策の方向に沿って、次の項目を中心に施策展開を図ります。

(1) 市民一人ひとりの防犯及び規範意識の高揚

① 市民個人の防犯意識、防犯能力の向上

ア. 犯罪情報、防犯知識の提供

広報くるめ、ホームページ等により、犯罪情報や防犯知識の情報等を提供するとともに、防犯に関する相談業務の推進を図ります。

イ. 啓発活動の実施

全国地域安全運動久留米市民大会の開催、出前講座等により、防犯意識の高揚を図ります。

ウ. 規範意識の高揚

子どもから大人まで、市民全体の規範意識の高揚を図ります。

エ. 防犯への意識の涵養

幼少期から青年期に至る過程で、善悪を判断する能力を養い暴力に頼らないで問題解決を図る生き方等をあらゆる教育の場での啓発を図ります。

(2) 地域における防犯活動の推進

① 市民の防犯活動の活発化、支援

ア. 自主防犯活動の促進、支援

地域において防犯活動を行う団体に対して、パトロール活動などに必要な物的支援や財政的支援を推進します。

イ. 既存の防犯活動団体の活性化

防犯協会など既にある防犯活動団体の活動を支援するとともに、参加者を増やす等の組織活性化を支援します。

② 地域ぐるみによる防犯の取り組み

ウ. 地域全体による防犯の取り組みの推進

防犯活動団体だけでなく、自治会、老人クラブ、女性の会・婦人会等各種団体が連携し、地域ぐるみで防犯の取り組みを促進します。

エ. 地域防犯リーダー等の育成

地域において防犯活動に取り組む、個人・グループ等の発掘や育成に努めます。

③ 事業所における自主防犯活動の推進

オ. 事業所における自主防犯活動の推進

地域の一員として、地域住民と連携した自主防犯活動に努めるとともに、業務で地域を巡回する中、常に防犯パトロールを行っているという認識を持つように努めます。

(3) 迅速な犯罪情報の共有化

① 犯罪情報の迅速かつ効果的な発信・提供

ア. 犯罪情報の提供

メール配信などにより、緊急性の高い犯罪情報について、迅速かつ効果的な情報提供に努めるとともに、メール受信登録の普及を図ります。

イ. 地域内における犯罪情報の伝達と共有化

各校区コミュニティ組織内における情報伝達網を構築し、犯罪発生情報等に関し、防犯団体・関係者への迅速かつ効果的な情報伝達を促進します。

(4) 犯罪が起きにくい、防犯に配慮したまちづくりの推進

① 防犯に配慮した道路、公園、建物等の整備の促進

ア. 公共施設の防犯対策

道路、公園、建物等の公共施設について、死角を解消し、見通しを良くする等の防犯対策に努めます。

イ. 犯罪が起きにくい、地域環境づくり

不特定多数の者が利用する場所など、犯罪が起りやすい場所について、市、警察、関係団体等が一体となって安心感を高める環境づくりに努めます。

② 関係団体との連携による安全で安心な環境づくり

ウ. 健全で魅力ある賑わい空間の形成

繁華街・商店街・大規模集客施設周辺など、犯罪が多く発生している地域において、地域の犯罪情勢を踏まえた重点的なパトロールを実施するなど、安全で安心できる環境づくりを推進します。

エ. 事業者の防犯対策の普及

事業所における防犯意識の向上を図るため、従業員自らが積極的に防犯意識の高揚を図るとともに、警察や市が実施する防犯教室等への積極的な参加を促進します。また、事業所内の警備員の配置、防犯機器の設置による防犯の強化等により、自主的な防犯活動を促進します。

(5) 児童・生徒の安全の確保

① 保護者、学校、関係機関、地域が一体となった取り組み

ア. 登下校時のパトロール活動等の推進

保護者、学校が主体となり、地域等と連携して、パトロール活動の強化など、児童、生徒の安全対策のために必要な施策を推進します。

イ. 公園、遊び場等の安全確保

保護者、学校をはじめ、地域ぐるみで公園、遊び場等の安全確保に努めます。

(6) 高齢者の安全の確保

① 被害予防の広報・啓発の推進

ア. 高齢者が被害に遭いやすい犯罪防止の広報啓発活動の推進

警察や関係機関・団体などと連携して、振り込め詐欺やひったくりなどの高齢者

が被害に遭いやすい犯罪について、防犯対策の啓発を推進します。

イ. 防犯意識の高揚

警察や関係機関・団体と連携して、防犯出前講座等を実施し、防犯意識の高揚を図ります。

(7) 女性の安全の確保

① 性犯罪防止に関する広報・啓発等の推進

ア. 性犯罪防止の広報啓発活動等の推進

警察や関係機関・団体と連携して、性犯罪を許さない強い意志を明確に示すなど犯罪抑止のための広報を工夫して実施します。また、性犯罪は被害者ではなく加害者に責任があるとの観点からの犯罪対策の啓発及び安全対策を推進します。

イ. 防犯意識の高揚

警察や関係機関・団体と連携して、防犯出前講座等を実施し、防犯意識の高揚を図ります。

(8) 青少年の健全な育成

① 保護者、学校、関係機関、地域が一体となった取り組み

ア. 少年非行・シンナー等薬物乱用防止活動等の推進

二輪車盗などの初発型非行をはじめとする少年による犯罪や非行・シンナー等薬物乱用の防止、有害情報対策など、青少年の健全育成を図るため、保護者、学校、関係機関、地域が一体となって取り組みを推進します。

(9) 暴力追放運動の推進

① 久留米市暴力追放推進協議会を中心とした地域社会が一丸となった取り組み

ア. 暴力団壊滅に向けた取り組み

地域社会全体で暴力団を根絶するため、市・警察・事業者・市民が連携して、粘り強い暴力追放運動と暴力団排除活動を展開し、暴力団を壊滅に追い込む気運の醸成を図ります。また、暴力団対策法及び暴力団排除条例を効果的に活用し、暴力団の存在を支えている資金力と組織力を弱体化させるとともに、児童・生徒、青少年への研修や啓発を実施し、暴力団への加入防止に努めます。

3 セーフコミュニティ関連施策

「地域における防犯活動の推進」、「犯罪が起きにくい、防犯に配慮したまちづくりの推進」、「暴力追放運動の推進」の3つの項目の中で、次の施策についてはセーフコミュニティの施策として取り組みます。

地域における防犯活動の推進

① 小学校区毎の地域安全マップの作成

地域において、フィールドワークを行いながら、地域内を点検・診断し、犯罪が起りやすい場所や、犯罪が発生した場所を確認・マッピングを行い「地域安全マップ」の作成を図ります。

② 自転車ツーロックの推進

自転車駐車場や商業施設など自転車盗が多く発生する箇所において、無施錠車に対して、ワイヤーロックの安全性等を啓発し、自転車ツーロック推進を呼びかけるなど、自転車利用者に対して、ツーロックの推進を図ります。

犯罪が起きにくい、防犯に配慮したまちづくりの推進

③ 犯罪多発地域での重点パトロールの実施

各校区における防犯パトロール活動に加え、犯罪が多く発生している地域をパトロール重点地区に指定し、各種機関・団体と連携した全市一体となった重点パトロールを図ります。

④ 安全・安心感を高めるための地域環境の整備

地域、行政、警察、関係団体などが一体となって、犯罪が起りやすいと思われる場所について「地域安全マップ」などを活用しながら、それぞれ危険の原因を取り除く方策（防犯カメラ、防犯灯、注意喚起の看板の設置等）を講じるよう努めます。

暴力追放運動の推進

⑤ 暴力団追放市民総決起大会等の開催

地域社会全体で暴力追放に取り組むため、警察、行政、市民、事業者が連携し、市民総決起大会を開催します。また、一部校区で実施されている暴追大会を全校区で実施されるよう拡充を図ります。

⑥ 警察OBなどによる児童生徒、青少年への暴力団の実態や構成員等への加入防止ための研修や啓発の実施

警察OBなど、暴力団排除に関して専門知識がある者による、小学生高学年・中学生・高校生を対象とした暴力団の実態や構成員等への加入防止のための研修や啓発を図ります。

第5章 計画の推進

市、市民（地域）、事業者がそれぞれの役割を果たし、協働しながら計画の実現に向け取り組んでいくためのあり方を示します。

1 市、市民（地域）、事業者の役割分担

「住む人にとっても、訪れる人にとっても、犯罪のない安全で安心な久留米市」を実現するために、市、市民（地域）、事業者役割を、久留米市防犯まちづくり条例に基づき、次のとおり整理します。

| | |
|-----------|--|
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none">・基本理念にのっとり、防犯まちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとします。・策定する施策に市民及び事業者の意見を反映させるとともに、当該施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るための情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を行うものとします。・国、県、警察その他の関係行政機関及び関係団体と密接な連携を図るものとします。 |
| 市民（地域）の役割 | <ul style="list-style-type: none">・防犯まちづくりに関する理解を深め、日常生活における自らの安全を確保するよう努めるものとします。・互いに協力して地域の自主防犯活動の推進に努めるとともに、市及び事業者と連携し、防犯まちづくりを推進するよう努めるものとします。 |
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none">・防犯まちづくりに関する理解を深め、地域社会の一員であるとの認識の下に地域活動に参加するよう努めるとともに、市及び市民と連携して、防犯まちづくりを推進するよう努めるものとします。・その所有し、又は管理する施設等及び事業活動について、防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。・従業員等に防犯まちづくりに必要な知識及び技術を習得させるよう努めるものとします。・市が実施する防犯まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。 |

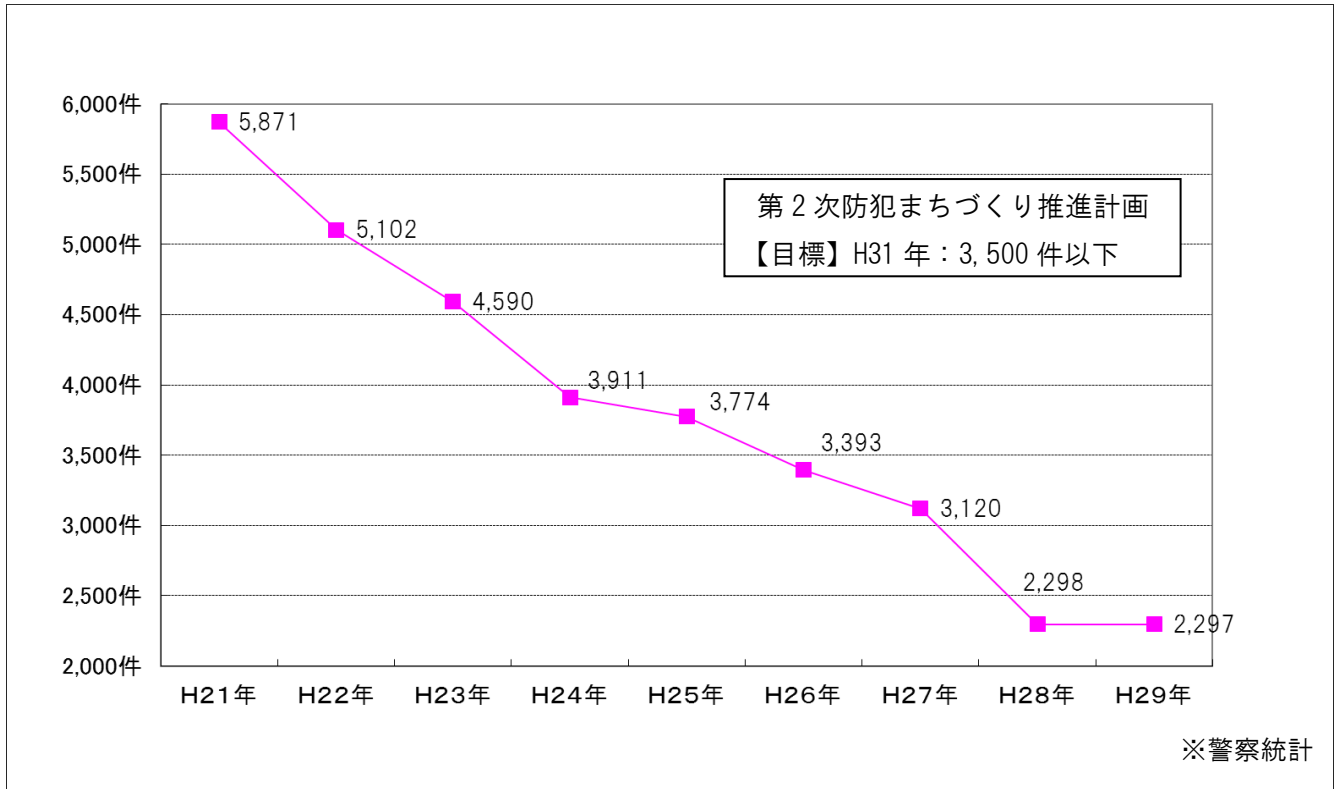
2 市、市民（地域）、事業者の連携・協働

防犯施策の実効性を高めていく為には、市、市民（地域）、事業者の連携を強化し、それぞれの役割分担を発揮していくことが重要です。そのためには、緊密に情報交換を行うなど連携・協働しながら施策の推進に取り組みます。

第2次防犯まちづくり推進計画 成果指標の動向【H29末現在】

【防犯まちづくり全体での指標】

1 一般刑法犯認知件数



2 防犯対策の不満の割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成26年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 43.5% | 40.9% | 35.7% | 30%以下 |

※市民意識調査

【基本目標の指標】

1 市民一人ひとりの防犯及び規範意識の高揚

(1) 防犯活動に参加したい人の割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|--|---------------|
| — | 10.1% | 56.2% ※参加したい：8.6% ※どちらかといえば 参加したい：47.6% | 15%以上 |

※平成23年：市民意識調査 現状～：市政アンケートモニター

(2) 一人ひとりの防犯意識を高めることが必要と思う人の割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 64.1% | 61.4% | 70%以上 |

※市民意識調査

2 地域における防犯活動の推進

(1) 自主防犯活動団体登録人数

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成25年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 13,765人 | 21,463人 | 19,845人 | 27,000人以上 |

※安全安心推進課調査

(2) 地域で安全・安心のまちづくり活動が行われているかどうか知らない人の割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 31.7% | 33.9% | 25%以下 |

※市民意識調査

(3) 地域安全マップを活用して自主防犯活動に取り組んでいる校区数 ★SC

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成26年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| — | — | 31校区 | 46校区 (全小学校区) |

※独自でマップ作成している校区を含む(まちづくり連絡協議会アンケート結果)

(4) 自転車ツーロックの自転車駐車場や商業施設などでの啓発活動箇所数 ★SC

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | — | 14箇所(回) | 13箇所/年以上 |

3 迅速な犯罪情報の共有化

(1) ふっけい安心メールの登録者数

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年 4月1日現在) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|-------------------------|---------------|
| 5,657人 | 8,274人 | 9,480人 | 14,000人以上 |

※県警本部よりデータ提供

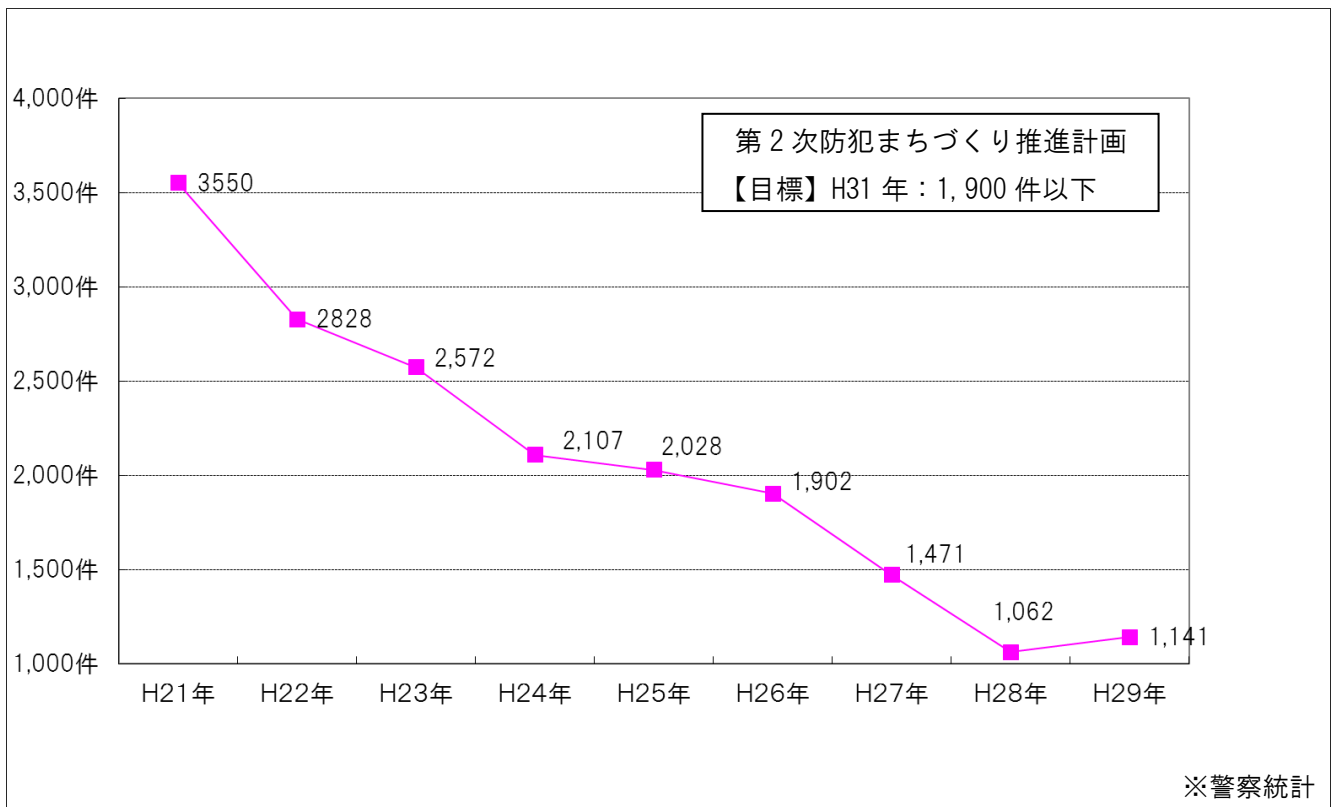
(2) 発生状況や安全に関する情報提供に力を入れてもらいたいと思う人の割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 47.5% | 28.6% | 40%以下 |

※平成23年：市民意識調査 現状～：市政アンケートモニター

4 犯罪が起きにくい、防犯に配慮したまちづくりの推進

(1) 街頭犯罪の認知件数



(2) 窃盗犯罪を不安に思う人の割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 62.1% | 44.0% | 60%以下 |

※市民意識調査

(3) 重点パトロール実施回数 ★SC

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | — | 3回 | 12回/年以上 |

(4) 犯罪多発地域などにおける改善箇所数（街頭防犯カメラの設置など） ★SC

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|----------------------------|------------------------|
| — | — | 街頭防犯カメラ34箇所 防犯灯新設 約300基 | 30箇所以上 (H25-H29の累計) |

5 児童・生徒の安全の確保

(1) 学校等から教育委員会への不審者情報の数

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------------|---------------|
| — | 52件 | 85件 (H30.2.21現在) | 40件以下 |

※学校教育課

(2) 学校や登下校時のけがや事故を不安に思う人の割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 24.3% | 23.2% | 20%以下 |

※市民意識調査

6 高齢者の安全の確保

(1) 特殊詐欺認知件数

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 7件 | 26件 | 5件以下 |

※久留米署よりデータ提供

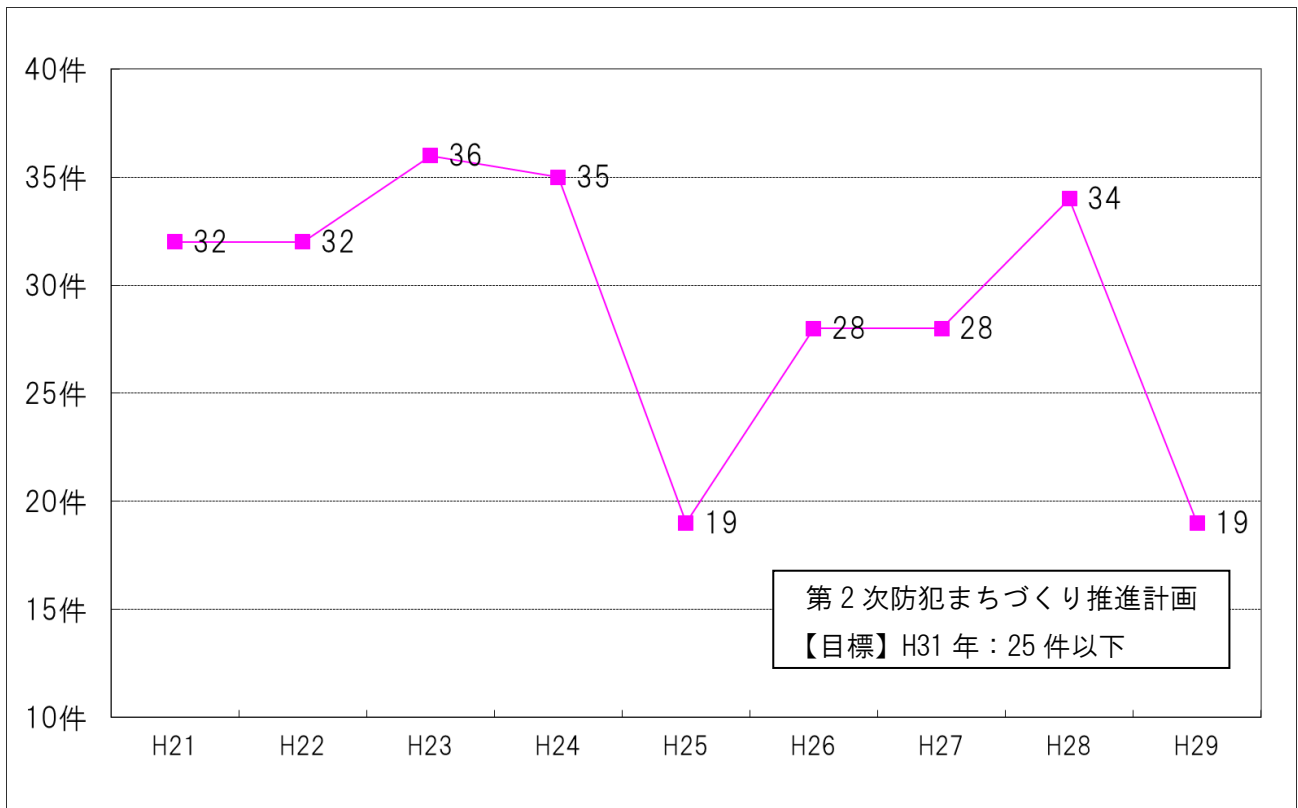
(2) 70歳以上で窃盗犯罪を不安に思う割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 54.4% | 38.5% | 40%以下 |

※市民意識調査

7 女性の安全の確保

(1) 街頭犯罪の内、性犯罪の認知件数



※警察統計

(2) 女性で性的犯罪を不安に感じている割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 34.6% | 23.6% | 25%以下 |

※市民意識調査

8 青少年の健全な育成

(1) 刑法犯少年検挙補導人員

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 416人 | 362人 | 102人 | 270人以下 |

※警察統計（久留米市居住の少年）

9 暴力追放運動の推進

(1) 久留米市内に本拠を置く指定暴力団の構成員等

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 480人 | 500人 | 430人 | 270人以下 |

※警察資料

(2) 発砲事件などの暴力団犯罪により治安が悪くなったと思う人の割合

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 45.1% | 19.2% | 35%以下 |

※市政アンケートモニター

(3) 暴追大会等独自の暴追取り組みを行っている校区数 ★SC

| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成29年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| — | 14校区 | 41校区 | 46校区 (全小学校区) |

(4) 暴力団排除などの防犯教育活動を行った学校数 ★SC


| 第1次計画策定時 (平成20年) | 第2次計画基準 (平成23年) | 現状 (平成28年) | 目標 (平成31年) |
|---------------------|--------------------|---------------|---------------|
| — | 77校区 | 97校 | 88校/年以上 |

※久留米署よりデータ提供

平成30年度年間スケジュール

| 業 務 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 |
|------------|--|---|--|--|----------------------|---------------------------------|----------------|---------|-----|---|--|----|----|--------|
| SC推進組織 | | | ● ①5/15 本部会議 ● ①4/24 調整会議 | ● ①5/29 推進協議会 ・H29実績H30方針 ・現地審査に向けて ・プレゼン資料 ・申請書 ・実行委員会設置 | | 再 認 証 現 地 審 査 | (本番) ②推進協議会 | | | 再 認 証 式 典 及 び フ ェ ス タ | | | | |
| 対策委員会 | ←-----→ ①対策委員会 ・H29実績H30方針 ・現地審査に向けて ・プレゼン資料 ・申請書 | | | | ● 7月本番直前 委員長リハ | (本番) ②対策委員会 | | ←-----→ | | | ③~④対策委員会 ・講評を踏まえた対応 ・取組推進に向けた協議 など ※1~2回開催 | | | -----→ |
| 外傷等動向調査委員会 | | ←-----→ ①外傷委員会 ・現地審査について ・プレゼン資料(最終) ・申請書 | | | ● 7月本番直前 委員長リハ | (本番) ②外傷委員会 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------------|--|------------|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 申請書 | → 3月 [各事務局] ・加筆修正 | ←-----→ JISCとの調整期間 2回目(最終) ↓ 4月末 日本語版 確定 | → 5月 英訳 | → 6月 申請書 提出 | | | | | | | | | | |
| プレゼン資料 | → [各事務局] ・加筆修正 | ←-----→ JISCとの調整期間(最終) ↓ 5月末 日本語版 確定 | → 英訳 | → 7月 日本語版・ 英訳版 完成 | | | | | | | | | | |

| 【防犯力の向上】 5-① 自転車ツーロックの推進 | | | | | | | |
|--------------------------|--|------------------------------------|------|------|------|------|------|
| 課題 | 客観的課題 | 市内で認知された一般刑法犯の大部分を窃盗犯が占め、特に自転車盗が多い | | | | | |
| | 主観的課題 | 割れ窓理論に照らすと、自転車盗の放置が凶悪犯罪を誘発する危険性がある | | | | | |
| 目標 | 自転車盗の認知件数の減少 | | | | | | |
| 内容 | 自転車駐車場や商業施設など自転車盗が多く発生する箇所において、無施錠車に対して、ワイヤーロックの安全性等を啓発し、自転車ツーロック推進を呼びかけるなど、自転車利用者に対して、ツーロックの推進を図る。 | | | | | | |
| 対象者 | 自転車利用者（主に無施錠車） | | | | | | |
| 実施者 | 市民・事業者・防犯協会・警察・市 など | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発キャンペーンの実施 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報誌等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 | | | | | | |
| 29年度の実績 及び 改善した点等 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全分野と連携し、警察や関係団体、ボランティアとの協働によるキャンペーンの実施（14回） ・自転車ツーロック実践状況アンケート（交通安全分野と併せて） ・市内全中学校 新入学説明会でのチラシ配布  | | | | | | |
| 30年度の方針 及び 課題等 | <p>ツーロックの重要性を知る機会の拡大(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様なキャンペーンの実施 場所や時間など効果的なキャンペーンの展開 ・駅やスーパーでの実施、校区行事等とのタイアップなど ○周知広報の充実 コミュニティ組織等と連携し、校区だより等での周知 各校区コミュニティセンター等へのチラシ・ポスター配布 <p>他分野との連携(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全分野との連携 | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 活動指標 | 自転車駐車場や商業施設などでの啓発活動回数 | 回 | 5 | 12 | 10 | 13 | 14 |
| 【短期】 認識・知識 | 自転車ツーロックの実践状況 [アンケート] | % | - | 34.4 | 48.2 | 36.7 | 45.1 |
| 【中期】 態度・行動 | 久留米市は治安が良いと思う人の割合 [市政アンケートモニター] | % | 63.3 | 67.2 | 71.0 | 75.7 | 67.7 |
| 【長期】 状況 | 街頭犯罪の中で、自転車盗の認知件数 [警察統計] | 件 | 863 | 892 | 587 | 551 | 584 |

【防犯力の向上】5-② 青パト活動団体の拡大・連携強化

< 拡充 >

| | | | | | | | |
|-------------------------|--|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 課題 | 客観的課題 | 市民の日常の行動範囲内で発生する「街頭犯罪」が多い | | | | | |
| | 主観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている ・ 地域防犯活動の内容は校区によりばらつきがある | | | | | |
| 目標 | 街頭犯罪認知件数の減少 | | | | | | |
| 内容 | 地域、行政、警察、関係団体などが連携し、青パト活動が全小学校区で実施されるよう拡充を図るとともに、各団体参加による合同パトロール等を実施する。 | | | | | | |
| 対象者 | 一般市民 | | | | | | |
| 実施者 | 市民・校区・PTA・企業・防犯協会・警察・市 など | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種支援事業の周知 ・ 合同パトロール、研修会等の開催 ・ 青パト活動への参加 | | | | | | |
| 29年度の実績 及び 改善した点等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 青パト活動校区の拡大（新規：19校区／計40校区） ・ 青パトサミット（研修会）の開催 ・ 合同パトロールの実施 <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 市校区青パト活動支援事業（リース導入補助制度の新設） * 市に寄贈された青パト車両を寄贈者（ダイハツ工業）の意向により校区へ譲渡。 * 研修会の実施により、高齢者安全対策との連携につながった （青パト活動中の徘徊者保護等を目的に、認知症サポーター講習を受講） * 警察が主体となり、市内高校生の協力を受け、青パト活動団体がアナウンスする内容を統一（音声録音）。各種防犯関係、交通安全関係、セーフコミュニティ全般について広報。 | | | | | | |
| 30年度の方針 及び 課題等 | <p>青パト活動実施校区の拡大(継続) 市補助事業による専用青パト導入及び活動費支援 ※全校区を目標</p> <p>青パト活動団体の連携強化(継続) 青パト活動団体の連携による合同パトロール実施 毎月21日のパトロールの充実</p> <p>安全安心マップ(SC交通安全対策委員会)の活用(継続) 各校区が作成するマップを活用した巡回ルートの設定等</p> <p>青パト活動団体による他分野との連携(継続) 夜間巡回時、反射材を使用していない歩行者等への啓発 (交通安全分野／高齢者の交通安全)</p> | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 活動指標 | 青パト活動を行う校区数 (うち、専用青パト活動校区) | 校区 | 16 (11) | 16 (12) | 19 (16) | 24 (21) | 40 (40) |
| 【短期】認識・知識 | 地域で行われている防犯活動に参加 したいと思う人の割合 [市政アンケートモニター] | % | - | 56.0 | 63.0 | 44.4 | 56.2 |
| 【中期】態度・行動 | 合同パトロール実施にあたり連携する 関係機関・団体数 | 団体 | 14 | 16 | 21 | 26 | 46 |
| 【長期】状況 | 街頭犯罪の認知件数[警察統計] | 件 | 2,028 | 1,902 | 1,471 | 1,062 | 1,141 |



【防犯力の向上】5-③ 安全・安心感を高めるための地域環境の整備

＜拡充＞

| | | | | | | | |
|-----------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 課題 | 客観的課題 | 大型商業施設や乗降客の多い駅、繁華街周辺での一般刑法犯認知件数が多い | | | | | |
| | 主観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている ・ 不特定多数の人が集まる場所で犯罪が多い | | | | | |
| 目標 | 街頭犯罪認知件数の減少 | | | | | | |
| 内容 | 地域、行政、警察、関係団体などが一体となって、犯罪が起りやすいと思われる場所について「地域安全マップ」などを活用しながら、それぞれ危険の原因を取り除く方策（街頭防犯カメラ、防犯灯、注意喚起の看板の設置等）を講じる。 | | | | | | |
| 対象者 | 一般市民（犯罪が起りやすいと想定される地域、場所） | | | | | | |
| 実施者 | 市民・校区・PTA・防犯協会・警察・市 など | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助制度等の周知 ・ 委員の所属団体等における啓発 | | | | | | |
| 29年度の実績及び改善した点等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 街頭防犯カメラ設置 <ul style="list-style-type: none"> *市設置：3箇所・12台 ※西鉄花畑駅周辺、北野駅周辺 *市補助による地域への設置：15台（6校区） *J A共済連寄附：6台 ・ LED防犯灯の設置推進（市防犯灯設置費補助金） | | | | | | |
| 30年度の方針及び課題等 | <p>安全安心マップの活用(継続) 各実施者の連携による地域環境の整備(継続) 街頭防犯カメラ設置による安心感の向上(継続)</p> <p>○犯罪発生状況等をふまえ、警察・地域と連携した街頭防犯カメラ設置の推進 ※街頭防犯カメラ設置補助事業の充実</p> <p>幹線道路や主要な集落間道路への照明設置(継続) ※キラリ照明（市事業）</p> | | | | | | |
| | 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
| 活動指標 | ①防犯灯設置費補助件数 | 件 | 1,737 | 1,758 | 1,792 | 1,779 | 1,639 |
| | ②街頭防犯カメラ設置補助台数 | 台 | - | - | - | 10 | 15 |
| 【短期】認識・知識 | この2～3年で治安が良くなったと思う人の割合[市政アンケートモニター] | % | 29.4 | 47.3 | 44.3 | 45.1 | 45.4 |
| 【中期】態度・行動 | 久留米市は治安が良いと思う人の割合[市政アンケートモニター] | % | 63.3 | 67.2 | 71.0 | 75.7 | 67.7 |
| 【長期】状況 | 街頭犯罪の認知件数[警察統計] | 件 | 2,028 | 1,902 | 1,471 | 1,062 | 1,141 |



【防犯力の向上】5-④ 暴力団壊滅市民総決起大会等の開催

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|
| 課題 | 客観的課題 | 市内に本拠を置く指定暴力団の構成員数は、横ばいで推移している | | | | | | |
| | 主観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている ・発砲事件などの暴力団犯罪により治安が悪くなったと感じる人が多い | | | | | | |
| 目標 | 暴力団の構成員の減少、暴力団の壊滅 | | | | | | | |
| 内容 | 地域社会全体で暴力団壊滅追放に取り組むため、警察、行政、市民、事業者が連携し、市民総決起大会を開催する。また、一部小学校区で実施されている暴追大会などを全小学校区で実施されるよう拡充を図る。 | | | | | | | |
| 対象者 | 一般市民 | | | | | | | |
| 実施者 | 市民・校区・PTA・防犯協会・暴力追放推進協議会・警察・市 など | | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | 暴力団壊滅市民総決起大会への参加 委員の所属団体等における暴力団排除の取り組み | | | | | | | |
| 29年度の実績及び改善した点等 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民総決起大会の開催（6/1、12/1） *12月大会時には警察との連携により、年末年始特別警戒出発式を合同開催し、参加者の防犯意識、交通安全意識等の向上も併せて図っている ・各校区が実施する校区暴追大会、啓発イベント等に対し、補助金交付、啓発物品配布 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | | | | | | | |
| 30年度の方針及び課題等 | <p>市民総決起大会等の実施(継続) ○暴力団情勢等に応じた大会、会議の開催</p> <p>市暴力追放推進協議会による各校区暴追協への支援(継続) ○各校区暴追協が行う自主的な暴追活動に対し、補助金交付、啓発物品配布などを継続実施</p> | | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | |
| 活動指標 | 暴力団壊滅市民総決起大会の開催数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 【短期】認識・知識 | 暴力団壊滅市民総決起大会の参加者数 | 人 | 1,300 1,800 | 1,300 1,800 | 1,500 2,000 | 1,500 2,000 | 1,500 2,000 | |
| 【中期】態度・行動 | 独自の暴追取り組みを行っている校区数 | 校区 | 36 | 38 | 41 | 42 | 41 | |
| 【長期】状況 | 市内に事務所を置く暴力団の構成員数 [警察統計] | 人 | 460 | 460 | 460 | 460 | 430 | |

【防犯力の向上】5-⑤ 児童生徒、青少年への暴力団の実態や構成員になるのを防ぐための研修や啓発の実施

| | | | | | | | |
|-----------------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 課題 | 客観的課題 | 市内に本拠を置く指定暴力団の構成員数は、横ばいで推移している | | | | | |
| | 主観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている ・発砲事件などの暴力団犯罪により治安が悪くなったと感じる人が多い | | | | | |
| 目標 | 暴力団の構成員の減少、暴力団の壊滅 | | | | | | |
| 内容 | 中学生・高校生が対象であった暴力団関連の講話や啓発を小学生高学年に拡大し、暴力団の構成員になるのを防ぐことで、暴力団の弱体化を図る | | | | | | |
| 対象者 | 小学校高学年・中学生・高校生 | | | | | | |
| 実施者 | 市民・学校・PTA・青少年育成団体・暴力追放推進協議会・警察・市など | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | 啓発内容に関する関係機関等との調整 | | | | | | |
| 29年度の実績及び改善した点等 | <p>・警察が主体となった、中学生、高校生を対象にした講習（「暴排先生」）を実施するとともに、薬物乱用防止教室などの機会を通して、年齢層に応じた啓発を実施</p>  | | | | | | |
| 30年度の方針及び課題等 | <p>年齢に応じた教室・教育の実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室や薬物乱用防止教室の機会を活用 ※小学生については、非行防止やルール・マナーを守ることを重点に実施し、その中で暴力団に関する内容に触れる <p>日常的な啓発・教育活動(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校区暴追協による校区行事等での啓発活動 <p>【5-②関連】合同パトロールの実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非行防止の観点を持ってパトロールを実施 | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 活動指標 | 暴力団排除などの防犯教育活動を行った学校数 | 校 | 110 | 76 | 112 | 97 | 128 |
| 【短期】認識・知識 | 不良行為少年補導数[警察統計] | 人 | 6,591 | 5,180 | 3,752 | 4,200 | 2,182 |
| 【中期】態度・行動 | 市内の刑法犯少年・検挙補導数[警察統計] | 人 | 259 | 166 | 142 | 130 | 102 |
| 【長期】状況 | 市内に事務所を置く暴力団の構成員数[警察統計] | 人 | 460 | 460 | 460 | 460 | 430 |

【防犯力の向上】5-⑥ 犯罪弱者に対するタイムリーな情報発信・啓発

<新規>

| | | | | | | | | |
|-----------------|--|---|-----------|------------|------------|-----------|------------|--|
| 課題 | 客観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・主に高齢者を狙った特殊詐欺の被害が急激に増加 ・犯罪認知件数の全体件数が減少を続ける一方で、主に女性を狙った性犯罪は減少していない | | | | | | |
| | 主観的課題 | 高齢者や女性などが犯罪被害に遭いやすい傾向があり、これらを狙った新たな犯罪が常に生まれ続けている | | | | | | |
| 目標 | 特殊詐欺、性犯罪被害等を減少させるため、多くの方へ情報発信する | | | | | | | |
| 内容 | 特殊詐欺やサイバー犯罪、性犯罪など、高齢者や女性など被害に遭いやすい傾向にある者を狙った犯罪について、発生状況等に応じ、タイムリーな情報発信による注意喚起意を行う。 | | | | | | | |
| 対象者 | 一般市民（高齢者、女性など） | | | | | | | |
| 実施者 | 市民・事業者・防犯協会・警察・市 など | | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発キャンペーンの実施 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報誌等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 | | | | | | | |
| 29年度の実績及び改善した点等 | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺を含む防犯全般に関する出前講座：5回 ・特殊詐欺に関する出前講座：2回 ・犯罪・暴力の予防をテーマにしたセーフコミュニティ通信発行：3回 ・犯罪・暴力の予防に関する警察セーフティネットワークの配信：5回 ・市が発送する郵便物に特殊詐欺の注意喚起を記載 ・性犯罪防止キャンペーンの実施：2回（西鉄久留米駅、ゆめタウン） <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> *警察が主体となり、市内高校生の協力を受け、青パト活動団体がアナウンスする内容を統一（音声録音）。各種防犯関係、交通安全関係、セーフコミュニティ全般について広報。 *<調整中>企業から地域貢献活動の一環として防犯活動（パトロール）を開始したいという相談を受たことをきっかけに、その他啓発に関する連携についても調整中 *市役所内のATMが特殊詐欺の指定場所として使われたという情報を受け、即日、チラシ、ポスターを作製し注意喚起 | | | | | | | |
| 30年度の方針及び課題等 | <p>犯罪の動向に応じた情報提供の実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○街頭啓発や出前講座により最新の手口等を周知 ○広報媒体による注意喚起 <p>より多くの方に周知できる方策の検討・実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発ツールの検討、各種団体等との連携 | | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | |
| 活動指標 | 犯罪の動向に応じた啓発活動・出前講座回数 | 回 | 54 | 83 | 87 | 90 | 集計中 | |
| 【短期】認識・知識 | この2～3年で治安が良くなったと思う人の割合 | % | 29.4 | 47.3 | 44.3 | 45.1 | 45.4 | |
| 【中期】態度・行動 | 久留米市は治安が良いと思う人の割合 | % | 63.3 | 67.2 | 71.0 | 75.7 | 67.7 | |
| 【長期】状況 | ①特殊詐欺被害件数・阻止件数 | 被害(件) 阻止(件) | 14 (-) | 11 (10) | 32 (38) | 7 (26) | 26 (48) | |
| | ②性犯罪認知件数[警察統計] | 件 | 19 | 28 | 28 | 34 | 19 | |



平成29年度取り組み実績及び平成30年度取り組み方

防犯対策委員会

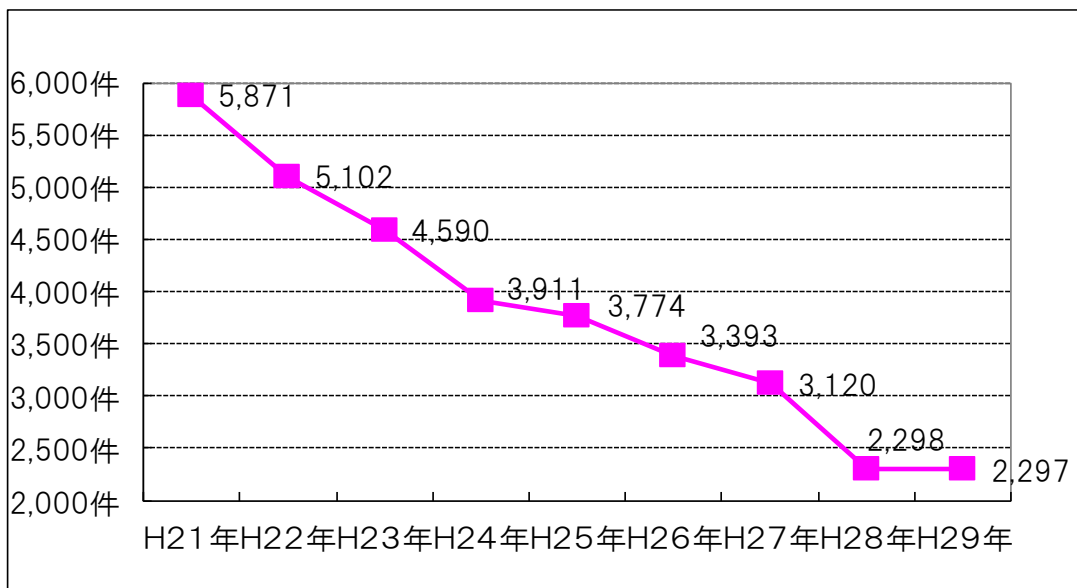
5月25日予定 SC 推進協議会で提案

| 重点取り組み項目 | No | 具体的施策名 |
|------------------|-----|--|
| 犯罪の防止・ 防犯力の向上 | 5-① | 自転車ツーロックの推進 |
| | 5-② | 青パト活動団体の拡大・連携強化 |
| | 5-③ | 安全・安心感を高めるための地域環境の整備 |
| | 5-④ | 暴力団壊滅市民総決起大会等の開催 |
| | 5-⑤ | 児童生徒、青少年への暴力団の実態や構成員になるのを防ぐための研修や啓発の実施 |
| | 5-⑥ | 犯罪弱者に対するタイムリーな情報発信・啓発 |

【平成29年度取り組み実績】

ア. 成果〈数値で表せるもの〉

①一般刑法犯認知件数



②青パト活動団体の拡大

平成28年度末：21校区 → 平成29年度末：40校区（19校区の増）

イ. 成果〈数値で表せないもの〉

- 地域自主防犯活動団体に対する支援の広がり
セーフコミュニティ及び自主防犯活動の趣旨に賛同される企業から、青パト1台が寄贈
- 青パト活動団体の他分野との連携
パトロール中に徘徊者等に気付いて保護できるよう、青パト活動団体が自主的に「認知症サポーター養成講座」を受講

ウ. 29年度の取り組みで最も成功した事例

- 地域自主防犯活動の活性化
市校区青パト活動支援事業及び企業の車両寄贈により、青パト活動団体が21校区から40校区に拡大。
これを機に市内の青パト活動団体を集めた「くるめ青パトサミット」を実施し、一部団体が認知症サポーター養成講座を受講するなど、活動の充実につながった。

エ. 29年度で最も積極的に取り組んだ活動

ウ. に同じ

オ. 分野横断的に行っていること

- ・ 青パト活動団体によるパトロール中の反射材配布（高齢者の交通安全）
- ・ 自転車安全利用（交通安全）と連携した自転車ツーロックの街頭啓発
- ・ 交通安全対策、防災対策と連携した校区安全安心マップ作成の取り組み
- ・ 特殊サギ防止対策（消費生活センター、高齢者関係部局、老人クラブ連合会など）

カ. 今後の方向性や取り組みを進める上での課題

青パトによる地域自主防犯活動は拡大しており、更に全校区での青パト活動実施を目指していくが、その効果を高めるためには、今後、各団体が持続的に活動できるような体制づくりと活動の充実、団体相互の連携を進めていく必要がある。

なお、地域自主防犯活動の活性化、街頭防犯カメラや防犯灯の設置による防犯環境の整備が進んでいるものの、平成 29 年中の街頭犯罪認知件数は前年より増加（+79 件）している。「車上狙い（+90 件）」がその一因であるが、市民一人ひとりが注意することで防げるケースもあるため、タイムリーな犯罪発生状況を発信していかなければならない。

【平成30年度取り組み方】

| 具体的施策 | | 30年度取り組み方針 |
|-------|--|--|
| 5-① | 自転車ツーロックの推進 | <p>ツーロックの重要性を知る機会の拡大(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様なキャンペーンの実施 場所や時間など効果的なキャンペーンの展開 ・駅やスーパーでの実施、校区行事等とのタイアップなど ○周知広報の充実 コミュニティ組織等と連携し、校区だより等での周知 各校区コミュニティセンター等へのチラシ・ポスター配布 <p>他分野との連携(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全分野との連携 |
| 5-② | 青パト活動団体の拡大・連携強化 | <p>青パト活動実施校区の拡大(継続)</p> <p>市補助事業による専用青パト導入及び活動費支援 ※全校区を目標</p> <p>青パト活動団体の連携強化(継続)</p> <p>青パト活動団体の連携による合同パトロール実施 毎月21日のパトロールの充実</p> <p>安全安心マップ(SC交通安全対策委員会)の活用(継続)</p> <p>各校区が作成するマップを活用した巡回ルートの設定等</p> <p>青パト活動団体による他分野との連携(継続)</p> <p>夜間巡回時、反射材を使用していない歩行者等への啓発 (交通安全分野/高齢者の交通安全)</p> |
| 5-③ | 安全・安心感を高めるための地域環境の整備 | <p>安全安心マップの活用(継続)</p> <p>各実施者の連携による地域環境の整備(継続)</p> <p>街頭防犯カメラ設置による安心感の向上(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察・地域と連携した街頭防犯カメラ設置の推進 ※街頭防犯カメラ設置補助事業の充実 <p>幹線道路や主要な集落間道路への照明設置(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※キラリ照明(市事業) |
| 5-④ | 暴力団壊滅市民総決起大会等の開催 | <p>市民総決起大会等の実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暴力団情勢等に応じた大会、会議の開催 <p>市暴力追放推進協議会による各校区暴追協への支援(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各校区暴追協が行う自主的な暴追活動に対し、補助金交付、啓発物品配布などを継続実施 |
| 5-⑤ | 児童生徒、青少年への暴力団の実態や構成員になるのを防ぐための研修や啓発の実施 | <p>年齢に応じた教室・教育の実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室や薬物乱用防止教室の機会を活用 ※小学生については、非行防止やルール・マナーを守ることを重点に実施し、その中で暴力団に関する内容に触れる <p>日常的な啓発・教育活動(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校区暴追協による校区行事等での啓発活動 <p>【5-②関連】合同パトロールの実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非行防止の観点を持ってパトロールを実施 |
| 5-⑥ | 犯罪弱者に対するタイムリーな情報発信・啓発 | <p>犯罪の動向に応じた情報提供の実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○街頭啓発や出前講座により最新の手口等を周知 ○広報媒体による注意喚起 <p>より多くの方に周知できる方策の検討・実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発ツールの検討、各種団体等との連携 |

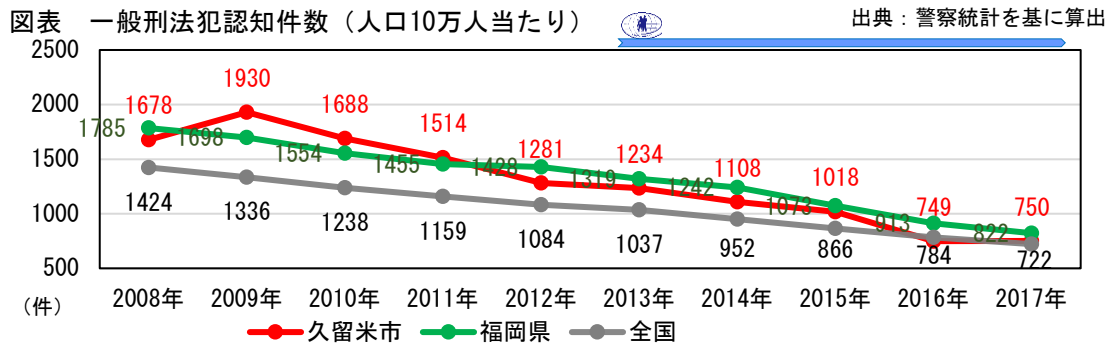
本審査 スケジュール【案】

| | 1日目 7月29日(日) | 2日目 7月30日(月) | 3日目 7月31日(火) | 4日目 8月1日(水) |
|-------|-----------------|-----------------------------|-------------------------------|----------------|
| 9:00 | | 市長表敬 | ⑦ 対策委員会 プレゼン 活動視察 外部 | |
| 10:00 | | ① 市の概要説明 本庁舎401 | ↓ | ↓ |
| 11:00 | | ② 対策委員会 プレゼン 本庁舎3F | ⑧ 対策委員会 シティプラザ | 松原市 |
| 12:00 | | 昼食 | 昼食 | |
| 13:00 | | ↓ 移動 | ⑨ 対策委員会 プレゼン シティプラザ | |
| 14:00 | | ③ 対策委員会 活動視察 外部がシティプラ | ⑩ 対策委員会 プレゼン シティプラザ | |
| 15:00 | | ④ 対策委員会 プレゼン シティプラザ | 審査員ミーティング | |
| 16:00 | | ⑤ 対策委員会 シティプラザ | 講評 シティプラザ | |
| 17:00 | | ⑥ 外傷等委員会 シティプラザ | | |
| 18:00 | | | | |
| 19:00 | | | | |

6 犯罪に関する状況

① 犯罪の発生件数の推移

久留米市の犯罪の状況（一般刑法犯認知件数）を見ると、平成29年は2,297件で、10年前に比べ約44%まで減少しています。なお、その減少率は人口10万人あたりで比較すると全国平均（約51%）や福岡県平均（約46%）よりも大きくなっています。

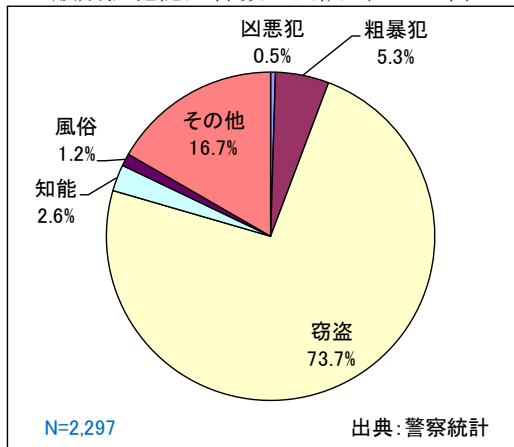


※「一般刑法犯」とは、刑法犯全体から自動車運転過失致死傷罪などの、交通事故によって人を死傷させた過失犯を除いたもの。

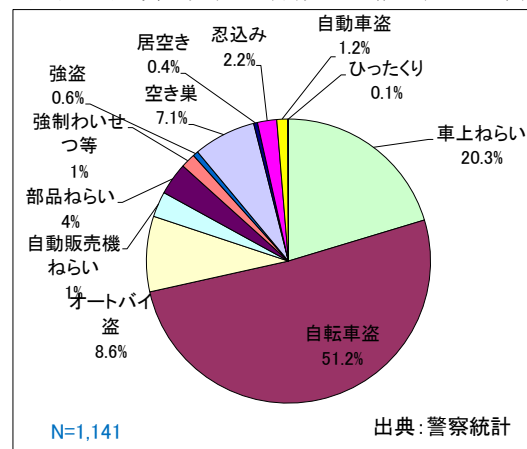
② 犯罪の種類

犯罪の発生状況（認知件数）は、窃盗犯が全体の7割以上を占めており、殺人などの凶悪犯は少ない状況です。身近でおきる街頭犯罪の内訳をみると、自転車盗が非常に多くなっています。

図表 一般刑法犯認知件数の内訳（2017年）

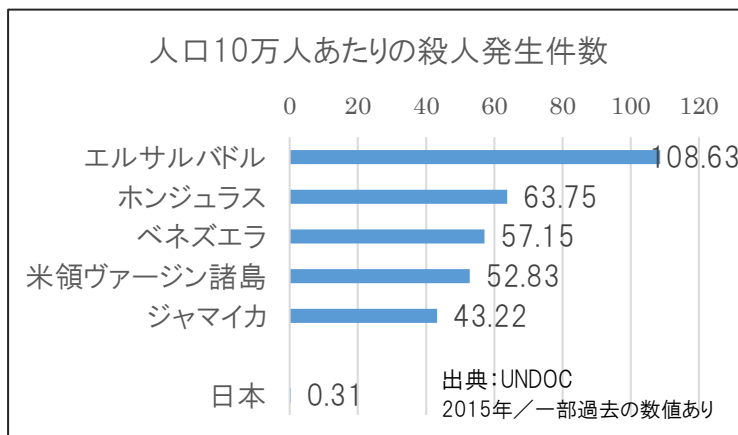


図表 街頭犯罪認知件数の内訳（2017年）

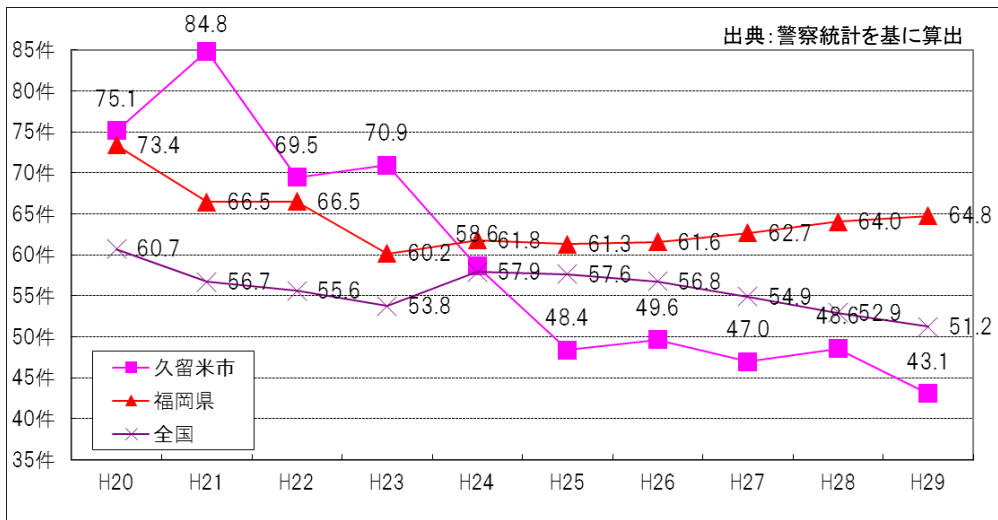


※2「街頭犯罪」とは、一般刑法犯の中で、身のまわりで発生しやすい10の犯罪の総称。（自転車盗、オートバイ盗、自動車等、侵入盗、車上狙い、部品狙い、自販機狙い、路上強盗、ひったくり、強制わいせつ）

【参考図表】 世界の殺人発生件数の比較



図表 凶悪犯+粗暴犯の認知件数（人口10万人あたり比較）

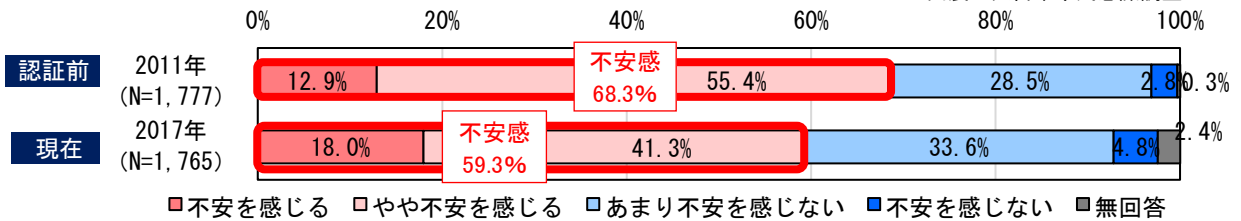


③犯罪に対する不安感

日常生活の中で、約60%前後の人が犯罪に対して不安を感じています。

図表 日常生活の中で感じる犯罪に対する不安感の割合

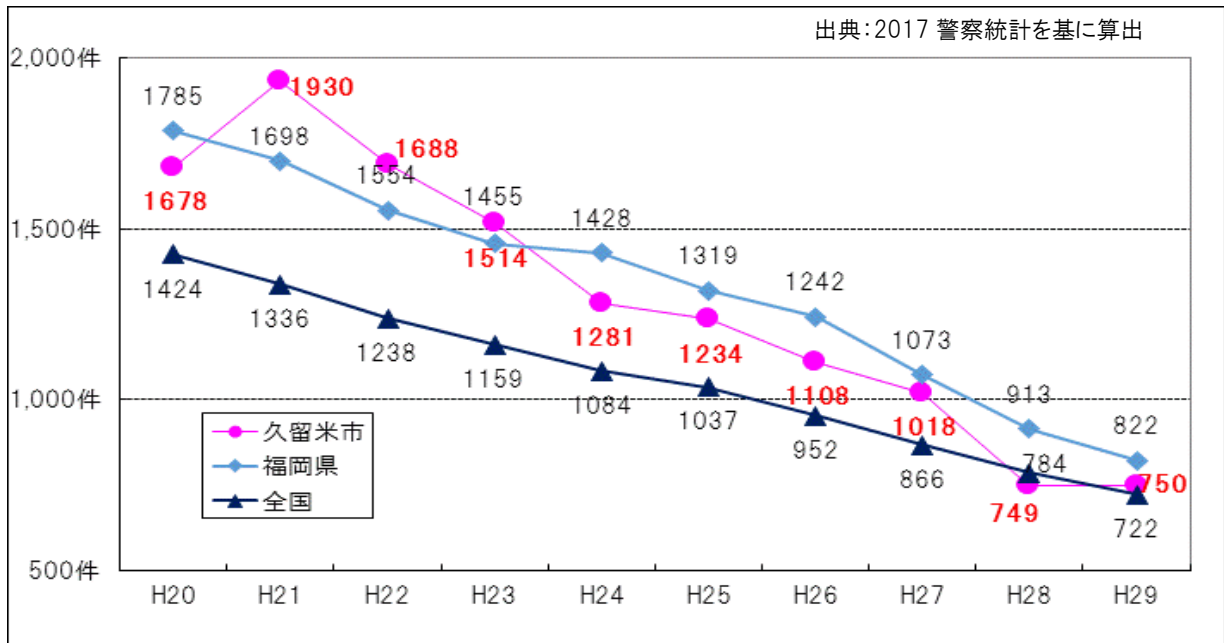
出展：久留米市民意識調査



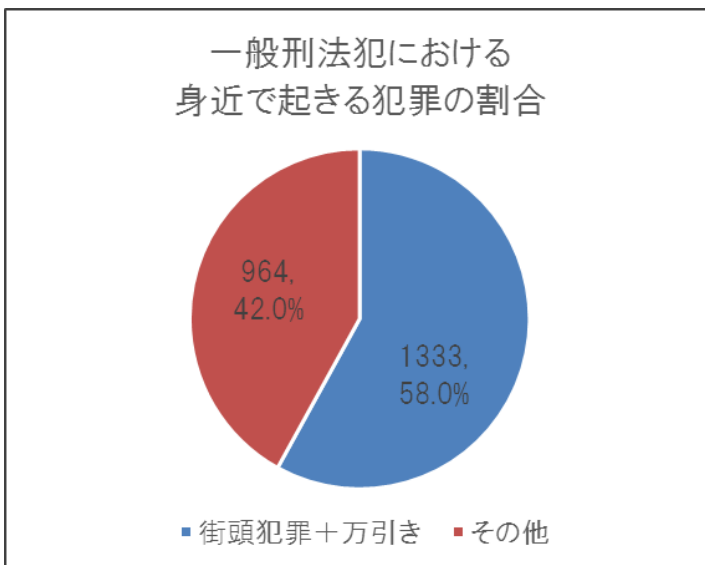
(5) 防犯対策委員会

久留米市内で発生する犯罪の認知件数は、全国や福岡県と同様に減少傾向で推移しており、人口10万人あたりの件数をみると、平成24年から県の水準を下回るなど、大幅に改善しています。しかしながら、現在もなお年間2,300件前後の犯罪が発生しており、アンケート調査では市民の約6割が「ふだんの生活の中で犯罪に対する不安を感じている」という状況です。犯罪の種類については、日常の行動範囲内で発生する街頭犯罪等の割合が高く、特に「窃盗」が多いことなどから、防犯対策委員会では「犯罪の防止」と「防犯力の向上」を重点項目に設定して取り組みを進めています。

【図表 認知件数の推移（人口10万人あたり比較）】

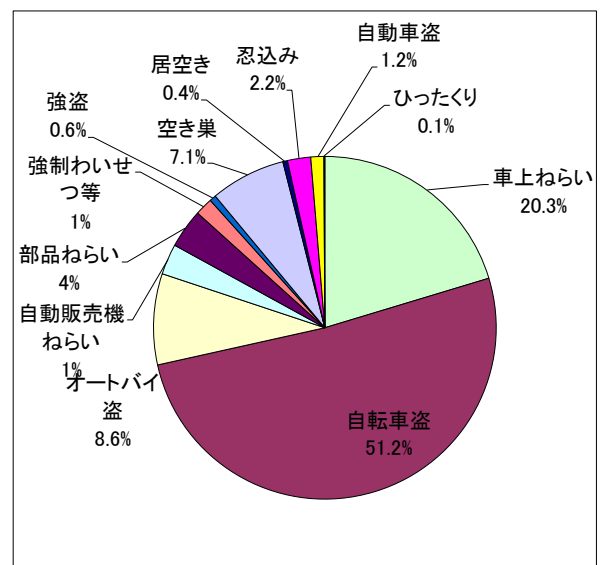


【図表 一般刑法犯の内訳】



出典:2017 警察統計 (N=2,297)

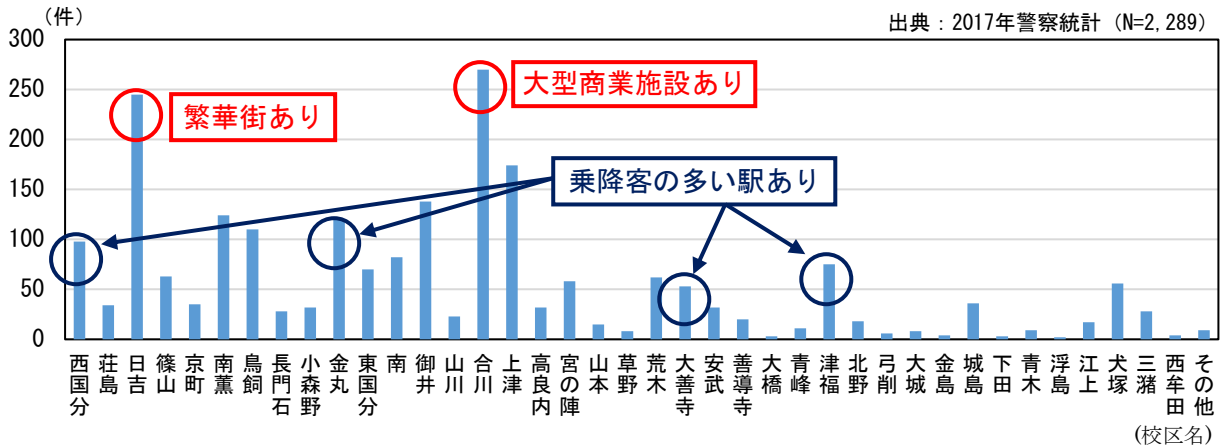
【図表 街頭犯罪の内訳】



出典:2017 警察統計 (N=1,141)

犯罪は、大型商業施設や繁華街、乗降客の多い駅などの、人の往来が多い場所で多く発生しています。

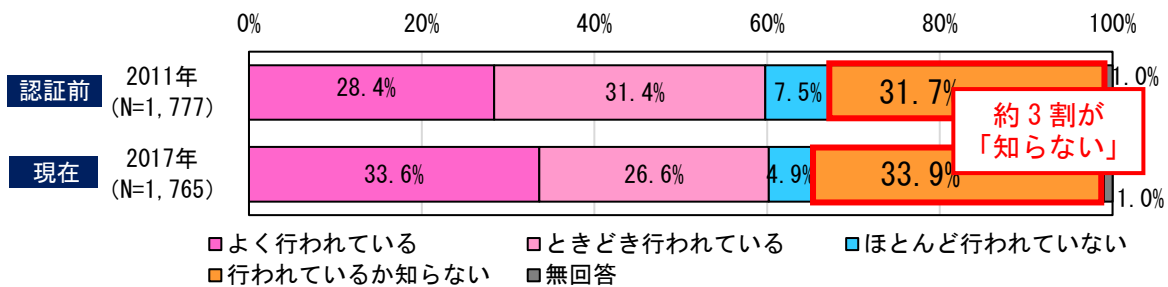
図表 校区別犯罪認知件数



地域で行われている防犯や交通安全等の活動を知らない人は3割以上となっており、地域活動に対し無関心であることは、住民間でうまく情報共有ができず、その結果、地域での犯罪抑止力の低下につながる恐れがあります。

図表 「地域で自主的な防犯活動等が行われているか」

出典：久留米市民意識調査



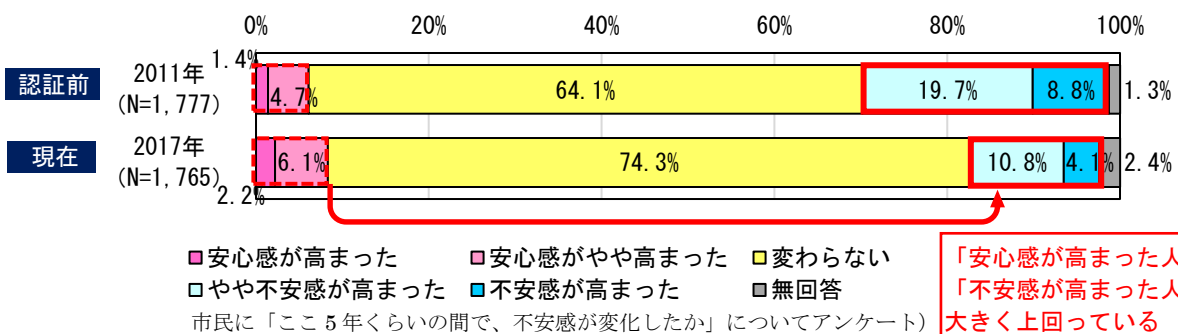
市民に「住んでいる地域で、住民による自主的な防犯や交通安全等の活動が行われているか」についてアンケート

ここ5年間の犯罪に対する不安感の変化について調査したところ、前回調査に比べ、安心感が上昇し、不安感が低下する結果となっています。しかし、今回の調査でも前回と同様に、安心感が高まったと回答した人を、不安感が高まったと回答した人が大きく上回っています。

なお、2014年に暴力団同士の抗争事件が終結したこともあり、「発砲事件などの暴力団犯罪」を治安が悪くなったと感じる要因にあげる人は大きく減少しました。ただし、市内に本拠を置く暴力団は存在し続けており、未だ約19%の人が暴力団犯罪で治安が悪くなっていると回答するなど、市内における暴力団の影響は根深いものがあります。

図表 「犯罪などへの不安感の変化」

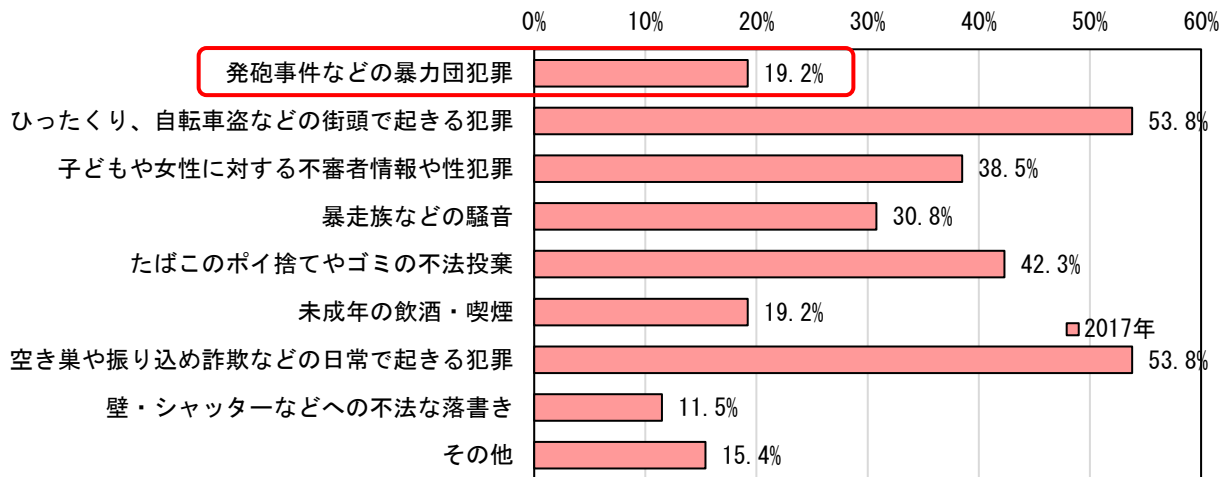
出典：久留米市民意識調査



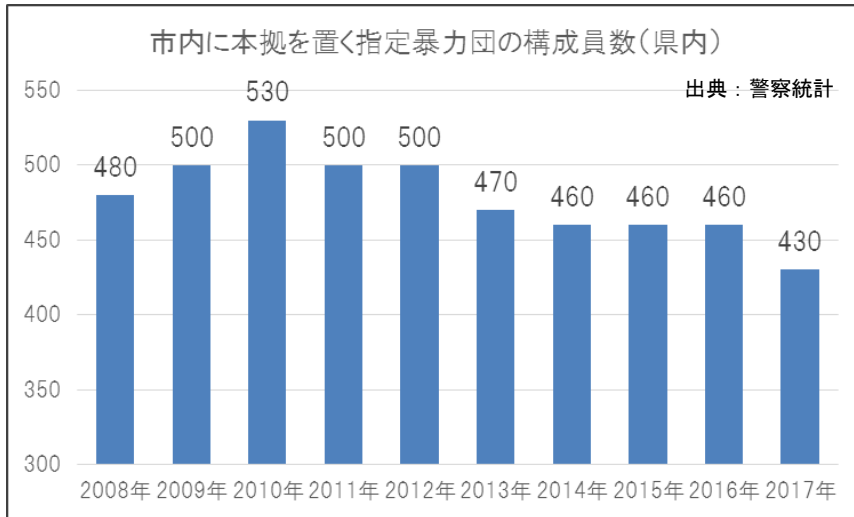
市民に「ここ5年くらいの間で、不安感が変化したか」についてアンケート

図表 「どのようなことで治安が悪くなったと感じるか」（複数回答）

出典：2017市政アンケートモニター

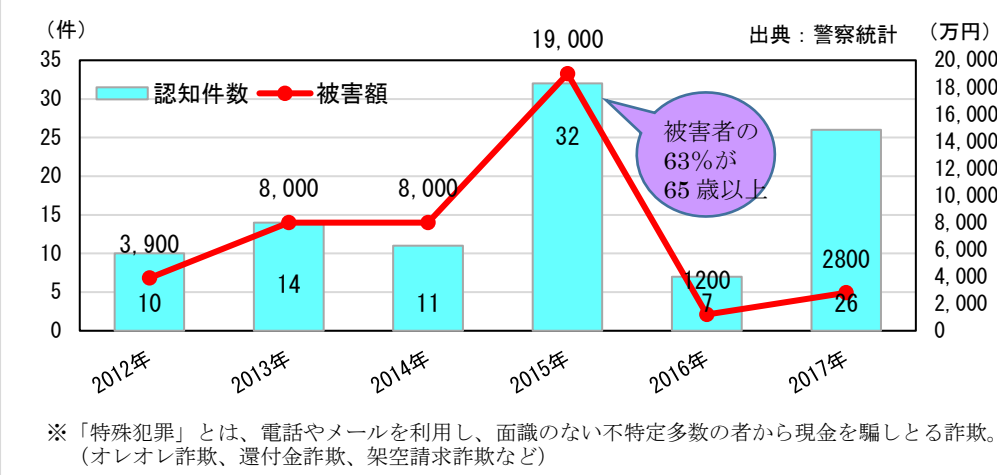


図表 暴力団員構成員数



近年、主に高齢者を狙った特殊詐欺の被害が増加しており、インターネットやニセ電話等による犯罪に不安を感じている人が多くなっています。

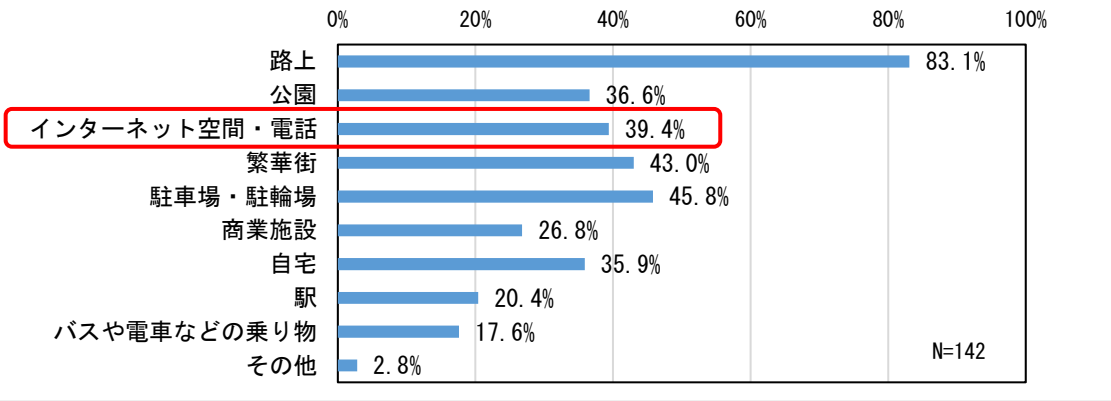
図表 特殊詐欺の被害



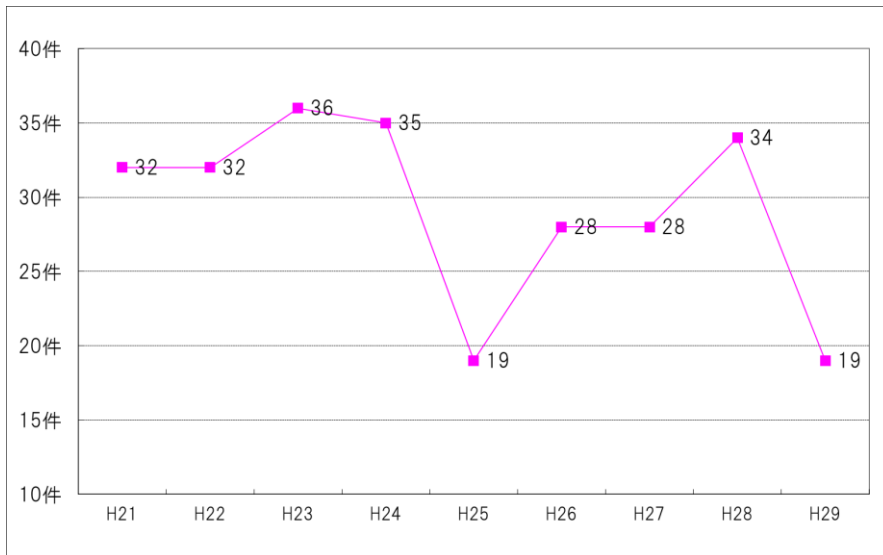
※「特殊犯罪」とは、電話やメールを利用し、面識のない不特定多数の者から現金を騙しとる詐欺。(オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺など)

図表 「犯罪に巻き込まれるかもしれないと思う場所」 (複数回答)

出典：2017年市政アンケートモニター



また、全体の犯罪認知件数が減少を続ける中、性犯罪件数は減少傾向とは言い切れず、長いスパンで見ると横ばいで推移しています。



| 重点項目 | 課題 | | 方向性 | No. | 取組（当初） | ⇒ 見直し | No. | 取組（現在） |
|--------------|----|---|--------------------------|-----|----------------------|----------|-----|---------------------------------------|
| 犯罪の防止／防犯力の向上 | ① | 客観的 一般刑法犯の大部分を窃盗犯が占め、特に自転車盗が多い【図表犯罪の構成割合】【図表罪種の構成割合】 | 自転車利用者による盗難防止 | 1 | 自転車ツーロックの推進 | ⇒ 継続 | 1 | 自転車ツーロックの推進 [対応する課題:①②] |
| | ② | 主観的 ※割れ窓理論から、自転車盗の放置が凶悪犯罪を誘発する危険性がある | | | | | | |
| | ③ | 客観的 日常の行動範囲内で発生する「街頭犯罪」が多い【図表外国と比べ窃盗が多い】 | 地域防犯活動の活性化 | 2 | 小学校区毎の地域安全マップの作成 | ⇒ 拡充 | 2 | 青パト活動団体の拡大・連携強化 [対応する課題:③④⑤] |
| | ④ | 主観的 犯罪等の「不安感が高まった人」が「安心感が高まった人」を上回っている【図表不安感】 | | | | | | |
| | ⑤ | 主観的 地域の防犯活動にはばらつきがある | | | | | | |
| | ⑥ | 客観的 大型商業施設や駅、繁華街周辺での犯罪が多い【図表大型施設、駅】 | 地域を絞った重点的な取組みと役割に応じた環境整備 | 4 | 安全・安心感を高めるための地域環境の整備 | ⇒ 継続 | 3 | 安全・安心感を高めるための地域環境の整備 [対応する課題:④⑥⑦] |
| | ⑦ | 主観的 不特定多数の人が集まる場所で犯罪が多い | | | | | | |
| | ⑧ | 客観的 市内に本拠を置く暴力団の構成員数は横ばいで推移している【図表構成員数】 | 市民と連携した暴力追放運動及び暴力団への加入防止 | 5 | 暴力団壊滅市民総決起大会等の開催 | ⇒ 継続 | 4 | 暴力団壊滅市民総決起大会等の開催 [対応する課題:④⑧⑨] |
| | ⑨ | 主観的 発砲事件などの暴力団犯罪により治安が悪くなったと感じる人が多い【図表インターネットアンケート】 | | | | | | |
| | ⑩ | 客観的 主に高齢者を狙った特殊詐欺の被害が増加している【図表特殊詐欺】 | 犯罪発生状況に応じた情報発信 | | | ⇒ 新規 | 6 | 犯罪弱者に対するタイムリーな情報発信・啓発 [対応する課題:⑩⑪⑫] |
| | ⑪ | 客観的 犯罪認知件数が減少する一方で、主に女性を狙った性犯罪は減少していない【図表性犯罪】 | | | | | | |
| | ⑫ | 主観的 高齢者や女性などを狙った犯罪が増加し、手口が多様化している | | | | | | |

※「割れ窓理論」とは、1枚の割れたガラスを放置すると、たちまち街全体が荒れ犯罪が増加してしまうという考えのもと、軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで、凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止するという犯罪理論。

【防犯力の向上】5-① 自転車ツーロックの推進

| | | | | | | | | |
|-----------|---|------------------------------------|------|------|------|------|------|--|
| 課題 | 客観的課題 | 市内で認知された一般刑法犯の大部分を窃盗犯が占め、特に自転車盗が多い | | | | | | |
| | 主観的課題 | 割れ窓理論に照らすと、自転車盗の放置が凶悪犯罪を誘発する危険性がある | | | | | | |
| 目標 | 自転車盗の認知件数の減少 | | | | | | | |
| 内容 | 自転車駐車場や商業施設など自転車盗が多く発生する箇所において、無施錠車に対して、ワイヤーロックの安全性等を啓発し、自転車ツーロック推進を呼びかけるなど、自転車利用者に対して、ツーロックの推進を図る。 | | | | | | | |
| 対象者 | 自転車利用者（主に無施錠車） | | | | | | | |
| 実施者 | 市民・事業者・防犯協会・警察・市 など | | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発キャンペーンの実施 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報誌等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 | | | | | | | |
| 5年間の活動内容 | <p>月に1回程度、関係機関・団体等と連携し、自転車利用者を対象とした街頭啓発キャンペーンを実施。</p> <p>なお、キャンペーン活動においては、交通安全対策分野と連携し、「自転車の安全利用」も呼びかけている。</p> <p>また、中学校新入学説明会時の啓発チラシ配布や自転車利用者を対象としたアンケート調査など、啓発に努めている。</p> | | | | | | | |
| 質的成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策委員会との連携を図った | | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | |
| 活動指標 | 自転車駐車場や商業施設などでの啓発活動回数 | 回 | 5 | 12 | 10 | 13 | 14 | |
| 【短期】認識・知識 | 自転車ツーロックの実践状況 [自転車利用者へのアンケート] | % | - | 34.4 | 48.2 | 36.7 | 45.1 | |
| 【中期】態度・行動 | 「久留米市は治安が良いと思う人」の割合 [市政アンケートモニター] | % | 63.3 | 67.2 | 71.0 | 75.7 | 67.7 | |
| 【長期】状況 | 街頭犯罪の中で、自転車盗の認知件数[警察統計] | 件 | 863 | 892 | 587 | 551 | 584 | |




【防犯力の向上】 5-② 青パト活動団体の拡大・連携強化 < 拡充 >

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|------------|------------|------------|------------|------------|--|
| 課題 | 客観的課題 | 市民の日常の行動範囲内で発生する「街頭犯罪」が多い | | | | | | |
| | 主観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている ・ 地域防犯活動の内容は校区によりばらつきがある | | | | | | |
| 目標 | 街頭犯罪認知件数の減少 | | | | | | | |
| 内容 | 地域、行政、警察、関係団体などが連携し、青パト活動が全小学校区で実施されるよう拡充を図るとともに、各団体参加による合同パトロール等を実施する。 | | | | | | | |
| 対象者 | 一般市民 | | | | | | | |
| 実施者 | 市民・校区・PTA・企業・防犯協会・警察・市 など | | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種支援事業の周知 ・ 合同パトロール、研修会等の開催 ・ 青パト活動への参加 | | | | | | | |
| 5年間の活動内容 | <p>○青パト活動実施校区の拡大 ※全46校区中 2012年：12校区（うち専用青パト7校区） → 2017年：40校区（すべて専用青パトによる活動）</p> <p>○青パト活動校区、企業、警察等と連携し、犯罪認知件数が多いエリアを重点的に巡回する合同防犯パトロールを2013年から実施。（年3回） 当初の取り組みは「犯罪多発地域での合同パトロール実施」のみであったが、地域等の連携のもと自主的な活動として定着させ、効果を高めることを目的に、パトロールの実施主体である青パト活動団体の拡大にも取り組むよう、見直しを行った。</p> <p>○2017年には、青パト活動実施団体の活動充実と意識向上、相互連携を目的に、外部講師を招いた研修会（くるめ青パトサミット）を開催。</p> | | | | | | | |
| |   | | | | | | | |
| 質的成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や団体、個人から青パト車両やドライブレコーダーの寄附を受けた ・ 市防犯協会連合会「青パト導入サポート事業」を新設した ・ 交通安全対策委員会との連携（防犯パトロール時の反射材配布）を図った | | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | |
| 活動指標 | 青パト活動を行う校区数 （うち、専用青パト活動校区） | 校区 | 16 (11) | 16 (12) | 19 (16) | 24 (21) | 40 (40) | |
| 【短期】認識・知識 | 地域で行われている防犯活動に参加したいと思う人の割合 [市政アンケートモニター] | % | - | 56.0 | 63.0 | 44.4 | 56.2 | |
| 【中期】態度・行動 | 合同パトロール実施にあたり連携する関係機関・団体数 | 団体 | 14 | 16 | 21 | 26 | 46 | |
| 【長期】状況 | 街頭犯罪の認知件数[警察統計] | 件 | 2,028 | 1,902 | 1,471 | 1,062 | 1.141 | |

【防犯力の向上】5-③ 安全・安心感を高めるための地域環境の整備

＜拡充＞

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 課題 | 客観的課題 | 大型商業施設や乗降客の多い駅、繁華街周辺での一般刑法犯認知件数が多い | | | | | | |
| | 主観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている ・ 不特定多数の人が集まる場所で犯罪が多い | | | | | | |
| 目標 | 街頭犯罪認知件数の減少 | | | | | | | |
| 内容 | 地域、行政、警察、関係団体などが一体となって、犯罪が起りやすいと思われる場所について「地域安全マップ」などを活用しながら、それぞれ危険の原因を取り除く方策（街頭防犯カメラ、防犯灯、注意喚起の看板の設置等）を講じる。 | | | | | | | |
| 対象者 | 一般市民（犯罪が起りやすいと想定される地域、場所） | | | | | | | |
| 実施者 | 市民・校区・PTA・防犯協会・警察・市 など | | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助制度等の周知 ・ 委員の所属団体等における啓発 | | | | | | | |
| 5年間の活動内容 | <p>○地域が設置・維持管理する防犯灯について、毎年度1,700基以上が更新・新設されており、LED照明化による照度の確保及び毎年度約300基の新設により、夜間の安全確保が進められている。</p> <p>○地域の防犯灯と連携し、市が約7,000基の照明灯を設置する「キラリ照明灯設置事業」について2017年から調整を行っており、更に犯罪抑止効果が高まることが期待される。（2018年設置完了予定）</p> <p>○大型商業施設や乗降客の多い駅周辺、繁華街等に市が管理する街頭防犯カメラが設置されるとともに、2016年に開始した市の補助制度により、地域が防犯上必要と判断する場所へも設置が進むことで、犯罪抑止につながっている。</p> | | | | | | | |
| |   | | | | | | | |
| 質的成果 | <p>市の防犯施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 街頭防犯カメラ設置補助（2016～） ・ キラリ照明灯設置事業（2017～調整中） | | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | |
| 活動指標 | - ①防犯灯設置費補助件数 | 件 | 1,737 | 1,758 | 1,792 | 1,779 | 1,639 | |
| | - ②街頭防犯カメラ設置補助台数 | 台 | - | - | - | 10 | 15 | |
| 【短期】認識・知識 | - 「この2～3年で治安が良くなった」と思う人の割合 [市政アンケートモニター] | % | 29.4 | 47.3 | 44.3 | 45.1 | 45.4 | |
| 【中期】態度・行動 | - 久留米市は治安が良いと思う人の割合 [市政アンケートモニター] | % | 63.3 | 67.2 | 71.0 | 75.7 | 67.7 | |
| 【長期】状況 | - 街頭犯罪の認知件数[警察統計] | 件 | 2,028 | 1,902 | 1,471 | 1,062 | 1,141 | |

【防犯力の向上】5-④ 暴力団壊滅市民総決起大会等の開催

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|----------------|----------------|--|----------------|----------------|--|
| 課題 | 客観的課題 | 市内に本拠を置く指定暴力団の構成員数は、横ばいで推移している | | | | | | |
| | 主観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている ・発砲事件などの暴力団犯罪により治安が悪くなったと感じる人が多い | | | | | | |
| 目標 | 暴力団の構成員の減少、暴力団の壊滅 | | | | | | | |
| 内容 | 地域社会全体で暴力団壊滅追放に取り組むため、警察、行政、市民、事業者が連携し、市民総決起大会を開催する。また、一部小学校区で実施されている暴迫大会などを全小学校区で実施されるよう拡充を図る。 | | | | | | | |
| 対象者 | 一般市民 | | | | | | | |
| 実施者 | 市民・校区・PTA・防犯協会・暴力追放推進協議会・警察・市 など | | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | 暴力団壊滅市民総決起大会への参加 委員の所属団体等における暴力団排除の取り組み | | | | | | | |
| 5年間の活動内容 | <p>○暴力団のいない明るく住みよいまちを目指し、暴力団壊滅市民総決起大会を毎年2回(6月、12月)開催。毎回、多くの市民、事業者、関係団体等の参加を得て、暴力団壊滅・暴力団排除に向けた意識を高めている。</p> <p>○2016年、小学校区単位の暴迫組織の設立が全校区で完了し、全市的な体制が強化されたとともに、各校区の取り組みについても充実が図られている。</p> | | | | | | | |
| |  | | | |  | | | |
| 質的成果 | 全小学校区での暴迫組織設立 | | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | |
| 活動指標 | 暴力団壊滅市民総決起大会の開催数 | 回 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 【短期】認識・知識 | 暴力団壊滅市民総決起大会の参加者数 | 人 | 1,300 1,800 | 1,300 1,800 | 1,500 2,000 | 1,500 2,000 | 1,500 2,000 | |
| 【中期】態度・行動 | 独自の暴迫取り組みを行っている校区数 | 校区 | 36 | 38 | 41 | 42 | 41 | |
| 【長期】状況 | 市内に事務所を置く暴力団の構成員数 [警察統計] | 人 | 460 | 460 | 460 | 460 | 430 | |

【防犯力の向上】5-⑤ 児童生徒、青少年への暴力団の実態や構成員になるのを防ぐための研修や啓発の実施

| | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 課題 | 客観的課題 | 市内に本拠を置く指定暴力団の構成員数は、横ばいで推移している | | | | | | |
| | 主観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪などへの不安感が高まった人が、安心感が高まった人を上回っている ・発砲事件などの暴力団犯罪により治安が悪くなったと感じる人が多い | | | | | | |
| 目標 | 暴力団の構成員の減少、暴力団の壊滅 | | | | | | | |
| 内容 | 中学生・高校生が対象であった暴力団関連の講話や啓発を小学生高学年に拡大し、暴力団の構成員になるのを防ぐことで、暴力団の弱体化を図る | | | | | | | |
| 対象者 | 小学校高学年・中学生・高校生 | | | | | | | |
| 実施者 | 市民・学校・PTA・青少年育成団体・暴力追放推進協議会・警察・市など | | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | 啓発内容に関する関係機関等との調整 | | | | | | | |
| 5年間の活動内容 | <p>警察が実施する暴排講話を中心に、小学校高学年に対しては一般的な防犯教室や非行防止教室の際に暴力団について触れることで、暴力団への加入防止を図っている。</p>  | | | | | | | |
| 質的成果 | 研修後の感想などを記入しては？ | | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | |
| 活動指標 | 暴力団排除などの防犯教育活動を行った学校数 | 校 | 110 | 76 | 112 | 97 | 128 | |
| 【短期】認識・知識 | 不良行為少年補導数[警察統計] | 人 | 6,591 | 5,180 | 3,752 | 4,200 | 2,182 | |
| 【中期】態度・行動 | 市内の刑法犯少年・検挙補導数[警察統計] | 人 | 259 | 166 | 142 | 130 | 102 | |
| 【長期】状況 | 市内に事務所を置く暴力団の構成員数[警察統計] | 人 | 460 | 460 | 460 | 460 | 430 | |

【防犯力の向上】5-⑥ 犯罪弱者に対するタイムリーな情報発信・啓発

＜新規＞

| 課題 | 客観的課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・主に高齢者を狙った特殊詐欺の被害が急激に増加 ・犯罪認知件数の全体件数が減少を続ける一方で、主に女性を狙った性犯罪は減少していない | | | | | | |
|-----------|---|---|-----------|--|------------|-----------|------------|--|
| | 主観的課題 | 高齢者や女性などが犯罪被害に遭いやすい傾向があり、これらを狙った新たな犯罪が常に生まれ続けている | | | | | | |
| 目標 | 特殊詐欺、性犯罪被害等を減少させるため、多くの方へ情報発信する | | | | | | | |
| 内容 | 特殊詐欺やサイバー犯罪、性犯罪など、高齢者や女性など被害に遭いやすい傾向にある者を狙った犯罪について、発生状況等に応じ、タイムリーな情報発信による注意喚起意を行う。 | | | | | | | |
| 対象者 | 一般市民（高齢者、女性など） | | | | | | | |
| 実施者 | 市民・事業者・防犯協会・警察・市 など | | | | | | | |
| 対策委員会の関わり | <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発キャンペーンの実施 ・委員の所属団体や関係団体における啓発、団体広報誌等への記事掲載 ・チラシ、啓発グッズの作成 | | | | | | | |
| 5年間の活動内容 | ○一般刑法犯が減少傾向にある一方で、特殊詐欺や性犯罪など、主に高齢者や女性が狙われる犯罪は増加・横ばい傾向であることから、2016年12月開催の防犯対策委員会で協議を行い、新たに具体的取り組みに加えることとした。 ○犯罪発生状況等に応じ、各種広報媒体での周知や、市が実施する出前講座での啓発を行っている。 | | | | | | | |
| |  | | |  | | | | |
| 質的成果 | ・高齢者安全対策委員会や消費生活センター等との連携 | | | | | | | |
| 指標 | 内容 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | |
| 活動指標 | － 犯罪の動向に応じた啓発活動・出前講座回数 | 回 | 54 | 83 | 87 | 90 | | |
| 【短期】認識・知識 | － 「この2～3年で治安が良くなったと思う人」の割合 | % | 29.4 | 47.3 | 44.3 | 45.1 | 45.4 | |
| 【中期】態度・行動 | － 「久留米市は治安が良いと思う人」の割合 | % | 63.3 | 67.2 | 71.0 | 75.7 | 67.7 | |
| 【長期】状況 | － ①特殊詐欺被害件数・阻止件数 | 被害(件) 阻止(件) | 14 (-) | 11 (10) | 32 (38) | 7 (26) | 26 (48) | |
| | － ②性犯罪認知件数[警察統計] | 件 | 19 | 28 | 28 | 34 | 19 | |